

(第二類 第六号)

第七十二回国会 衆議院 物価問題等に関する特別委員会議録 第七号

昭和四十八年十二月十七日(月曜日)

午後三時五分開議

出席委員

委員長 平林 剛君

理事 稲村 利幸君 理事 木部 佳昭君

理事 倉成 正君 理事 橋口 隆君

理事 井岡 大治君 理事 松浦 利尚君

理事 野間 友一君

上田 茂行君 加藤 紘一君

片岡 清一君 羽生田 進君

三塚 博君 栗山 ひで君

山崎 拓君 山本 幸雄君

金子 みつ君 中村 茂君

増本 一彦君 有島 重武君

石田幸四郎君 和田 耕作君

出席國務大臣

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 内田 常雄君

(経済企画庁長官)

出席政府委員

公正取引委員会 委員長 高橋 俊英君

公正取引委員会 事務局長 吉田 文剛君

経済企画庁調整 局長 青木 慎三君

経済企画庁物価 局長 小島 英敏君

通商産業省生活 産業局長 橋本 利一君

資源エネルギー 庁石油部長 熊谷 善二君

十二月十四日

物価値上げ反対に関する請願(神崎敏雄君紹介)
(第四九号)

第二類第六号

物価問題等に関する特別委員会議録第七号 昭和四十八年十二月十七日

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国民生活安定緊急措置法案(内閣提出第三号)

○平林委員長 これより会議を開きます。

国民生活安定緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

質察の申し出がありますので、順次これを許します。中村茂君。

○中村(茂)委員 私は前回、俗にいう一億円事件の内容についていろいろお聞きしたわけでありましたが、その後通産省の調査に基づく報告を若干受けてきました。それから新聞等に出ておりました通産省の村岡課長の談話等、新聞で一応目を通しました。そういう中で痛切に感じましたことは、この事件がただ単に表面に出てきている問題ではなく、いわゆるトイレットベーパー・パニック事件に発展した私は好むと好まざるにかかわらず、原因になっている、そういう角度からこの問題を十分調査し、検討してみなければならぬ問題だ、こういうふうに思うわけでありました。まだ報告にははっきりしておりませんが、前回私が申し上げましたように、この談話が成立するときに、業者自身が換短を十日間行なうということ、それは公取でまた調べるといふように言っておりましたけれども、まだその結果どうなったかは知りませんが、いざにしろもこういふ在庫融資を行なう際に、業者が換短を行なうということ

を前提にして、またそういうことをきめてこういふ問題に取りかかっているというところは、私はその前提として非常に重要な問題だといふふうに思うわけでありました。そして、いままではこうい

在庫融資については銀行等から借りていたけれども、これは三井物産から融資を受けた、そこに誤解があるだろうというふうな発表をしておりますけれども、ただ単に私は、そのこと自身は、銀行から金を融資されようが、三井物産から融資されようが、そういう商売上のことでありますから問題にしませんけれども、しかし総合商社である三井が在庫融資をするということは、その在庫を担保にして融資をし、この事件は途中で放出命令が出たわけでありまして、メーカーの手に物はあつたといふふうにいいますけれども、何で三井物産が在庫融資するかといえは、それが完全に行なわれた場合には、その製品は三井物産の手を通して流通機構に乗り、販売になつていく、そういうことをやはり考えてみなければならぬと思うわけでありました。一口に言へば、こういう現象を見る目というものがどうしても業者寄りの目、こういうもので見、分析しているところ、姿勢上非常に問題があるといふふうに私は思うわけでありました。特に前回も申し上げましたけれども、いまここで討議されております生活安定緊急措置法案は標準価格というものをきめる際ほとんどの品物は通産省の手によってきめられる内容になっております。大臣がきめるわけではありません。その皆さんの、特にこの新聞で発表されておりますような課長クラスのところでは検討され、おそろくきまるといふ。そういう人たちが、業者のこういうものを見る目というものが全く業者寄りの目で見るといふその態度に対して私はどうしても納得できないわけでありました。この法案が通つて、いま申し上げましたように、価格がきまつてくるという場合に、その姿勢で標準価格がきめられたらいいんではないかと。そこに私どもが言っておりますように、どうしても高い基準できめられる、こういう内容が、または懸念がそういう中から生

じてくるわけでありました。ですから、この問題を通じて私は痛切に感じましたのは、いま申し上げました一点。

それから二点目には、これはなお調査して報告を受けたいと思ひますけれども、こういう中身で、何月何日にどのくらい放出したという表が出ておりますけれども、では放出したときにはどのくらいの価格で、どういう流通機構を通過して、どこへ行つたときはどういう価格で、そして消費者に渡つたときはそれは幾らになつたのだ、それを追跡して、その中身を明らかにしてもらわなければならぬと思ひます。ちょうどこの放出した時期は非常に問題が起きていまして、実際に消費者の手に渡るには、普通この大東が二百二十円くらいだったものが四百円、五百円、八百円といふふう

に値が上がつてきていた時期であります。はたしてこの放出したものがどういふ流通経路で、消費者に渡つたときは幾らになつた、これをはつきりしていただかなければ、この事件の内容の本質をつかむことはできません。したがって二点目には、その流通経路、どういふふう

に消費者の手に渡つて、消費者には幾らで渡つたのだ、こういう点をひとつ明らかにしていただきたいといふふうに思うわけでありました。

○内田國務大臣 これは通産省のほうの担当局長もお見えでございますから、中村さんがあげられたこの調査の、その後のまた通産省側の調査についても報告があると思ひますが、この法律の仕組みを、全体を通しては、これは次のことをぜひ申し上げておきたいと思ひます。

たとえば標準価格などのきめ方につきまして、業者のカルテル的な話し合いの結果、そのま

が今日の事態においてきめましても、それは標準価格をきめるその際におきまして、私どもが合理的なものだと認めない限り、先取り価格をそのまま標準価格として吸収するような考え方は、大臣の私としては全くない。したがってそれは各省にも私の考え方を、今度できまところの国民生活安定緊急対策本部というような、そういう内閣的な各省の会合におきましても、私は私の立場から徹底的に関係各省に要望をいたすということが一つでございます。

もう一つは、いまのちり紙事件のことはこの夏のこのようにございまして、そのころ紙が買占め防止法の指定品目になっておったかどうか、あるいはそのときはまだ買占め防止法の指定品目にはなっていないかと思いますが、今日ではなっておるわけでありまして、いよいよ何か担保金融というように、そういう形をとることによって変形をされた買占め行為のようなことが、これは今後において、紙にかかわらず行なわれるようなことがあつてはならないと思ひます。

ことに今度の国民生活安定緊急措置法におきましては、買占め防止法の条項も一その嚴重に改正をはかつておるわけでありまして、買占め防止法の精神というものは従来よりもその運営が一そうきびしくあるべきだということを考えますときに、私はいま述べましたような擬装された買占めというようなものについても十分それは注意を払つていかなければならない、かようなことを私の考え方として、良心として申し上げます。

○橋本政府委員 ただいま先生が御指摘になりましたように、いささかなりとも疑惑を招くようなことにならないように自重自戒いたしたいと思ひます。今後の行政姿勢にも生かしてまいりたいと思ひます。特に標準価格の決定にあたりましては、厳正に実施することといたしまして、平常時における販売価格等と対比しながら、便乗値上げのものは徹底的に排除したい、かように考えております。

それから、調査につきましてはの価格、流通経路あるいは消費者に対する販売価格等につきましては、さらに追跡して調査してまいりたいと考えております。

○中村(茂)委員 この操短については公正取引委員会が調査しているのですか。

○高橋(俊)政府委員 少し古い話になりますが、ある程度調査をした実績がございます。しかしその結果については、はっきりとした独禁法違反の事実がその段階では確認できなかったということであるのでございまして、おるわけでありまして、そのまゝになっておるわけでありまして。

○中村(茂)委員 特に操短の問題ですけれども、これははっきりと三井が在庫金融を行なうこととあわせて操短の問題が話し合われている問題です。から、もう少しこまかく調べて内容を明らかにして、次でいいですけれども、見解もあわせてお聞かせ願ひたい、こういうふうに思ひます。

それから、いま局長から、疑惑を持たれないように自戒してやっていきたい、こういう御答弁があつたわけでありまして。また長官からも態度の表明があつたわけですが、私は特にこの問題をめぐつては、通産省の態度、それから今後の価格決定等に伴う態度をどうしても大臣から実は聞きたいというふうに思つていたわけですから、もお見えになりませんか、その点をひとつ保留しておきたい、こういうふうに思ひます。

そこで次に入らしていただきますが、標準価格の決定について、そういういま申されたようなきびしい態度で臨んでいく、こういうお話ですが、どうもそういう態度の表明だけではなかなか理解できませんので、いま問題ですと取り上げてまいりましたちり紙またはトイレットペーパーに基準を合わせて、この法案が通つて、トイレットペーパー等、標準価格をきめるとすれば、具体的に幾らの標準価格がそこへで上がるのですか、明らかにしていただきたいというふうに思ひます。

○橋本政府委員 まずトイレットペーパーにつきましては、御承知のとおり原料にパルプを使うかあるいは古紙を使うかのほかに、長さだとか幅だ

とか色だとか、いろんな組み合わせがございまして、種類が百程度あるというふうに承知いたしておりますが、ただ生産が静岡で半分ということになつておりますので、まず標準品目としては静岡産のもので古紙を原料として使うもの、五十五メートルのもの一ロールにつき幾ら、かような形で標準品目について標準価格を決定したいというところで作業いたしておるわけでございます。いまの段階ではまだ幾らになるかということをお願いするまでは作業が進捗いたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、当方でいろいろ検討いたしました結果、その中でも特に過去の平常時、通常時における価格等と対比いたしまして、少なくとも便乗値上げ分といったものは排除したい。ただその間、原料故紙を中心としたしめた値上がり、ものによっては二倍から四倍にもなつております。そういう事情も勘案する必要もあるかと思ひますが、少なくとも便乗値上の標準価格は設定しないということをお願いいたします。

○中村(茂)委員 ここに十一月三日の新聞があるわけですが、そこでもちょっと読み上げてみますと、「同省では」というのは通産省のことですけれども、「同省では静岡産の標準品目での卸売価格は一バック百四十円。小売価格はスーパーで二百円程度、一般小売店では二百二十円から二百三十円が標準価格であり、またこの法案は通つていないけれども、標準価格という言い方で新聞に出てくるわけですが、これはやはり静岡産のもので、トイレットペーパー、これは大束のちり紙と若干値段は違ひますけれども、いづれにしても一般小売店では二百二十円から二百三十円が標準価格である、こういうふうに言つておるわけですが、しかしこれは便乗値上げになるのかどうかかわりませんけれども、いま町でどのくらいで売られていのかといへば、三百円以上、場所によつては四百円、この程度で売られていますよね。そこで私は、この便乗値上げという問題や、特に問題を起したものに、標準価格というものについて

と色だとか、いろんな組み合わせがございまして、種類が百程度あるというふうに承知いたしておりますが、ただ生産が静岡で半分ということになつておりますので、まず標準品目としては静岡産のもので古紙を原料として使うもの、五十五メートルのもの一ロールにつき幾ら、かような形で標準品目について標準価格を決定したいというところで作業いたしておるわけでございます。いまの段階ではまだ幾らになるかということをお願いするまでは作業が進捗いたしておりませんが、先ほど申し上げましたように、当方でいろいろ検討いたしました結果、その中でも特に過去の平常時、通常時における価格等と対比いたしまして、少なくとも便乗値上げ分といったものは排除したい。ただその間、原料故紙を中心としたしめた値上がり、ものによっては二倍から四倍にもなつております。そういう事情も勘案する必要もあるかと思ひますが、少なくとも便乗値上の標準価格は設定しないということをお願いいたします。

て新聞にこの程度が標準価格だらうというふうにはつきり言つてゐるんだから、もう少し態度を明らかにしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○橋本政府委員 新聞記事について私のほう、まだ十分読んでおりませんが、現在のトイレットペーパーの販売価格、小売価格は地域によつて、あるいはものによつて違ひますが、大体二百三十円から先生も御指摘のように三百円程度のものまであるかと思ひます。当方といたしましては、これをできるだけ値段を下げさせようという方向で、たとえば先ほど申されました百四十円というやうな、かつて十月の終わりの、十一月の初めころに現地におけるメーカー出し値として指導したいというところで言つておつた数字に大体合致しております。百四十円ないし百六十円くらいになるかと当時言つておつたわけですが、その他の数字につきましては、私のほうといたしましては、新聞記事のいかんにかかわらず極力引き下げる方向で努力したい。ただその場合に、故紙価格をどこまで引き下げられるかということがきめ手になると思ひますが、いまの段階でいかほどにするかということはまだ申し上げかねる段階でございます。

○中村(茂)委員 そこで、私が先ほど問題にしましたこの静岡産のちり紙、大束でいままではずつと百五十円だった。そして大体消費者に入るのは、やはり二百円から二百二十円程度。それがいま四百円から五百円で消費者の手に渡つておるわけでありまして、これは標準価格をつくる場合、いまのトイレットペーパーのこの静岡産の例でいいの、どの程度になつていくのか、ひとつ明らかにしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○橋本政府委員 トイレットペーパーにつきましては、ただいま申し上げましたように種類は多くございまして、大体標準品目というものは比較的把握しやすいという状況にございます。ちり紙のほうもやはりトイレットペーパーと同じく種類

も必要ではないかというだけなんです。メーカーが、価格をきめられたら当然それは守っている、へたをすれば、いま御指摘のように、なぜ守るのだというのを相談するということには、ちょうど価格問題について協議をしないといわんばかりの形になりますから、私はそういうことをするのはむしろ有害じゃないか。この標準価格等をきめる場合も厳正にやっていたという点からいえば、メーカー段階にそれぞれが相談して持っていって、こうなると、どうも実質的にはカルテル行為が反映してくる。カルテル的行為といまして、私は絶対に独禁法違反事件だときつく申し上げるわけにいきませんけれども、そういう業界の要な協力関係、これはわざわざ共同行為的な関係をつくらせるようなことになるから、これはごめんであるというふうに私もは考えておるわけでございます。

○内田国務大臣 公取委員長が申されたとおりでございまして、中村さん御承知のとおり、標準価格そのものは上のメーカーからの出荷価格といいますが、そこから何万人あるか知りませんが、小売り屋さんが直接消費者に売る小売り価格と両方について標準価格をつくることのできるわけでありまして、私ももと公取との間で覚え書きをいたしておりますのは、その何万ある小売り商の小売り価格が政府がきめたことが守られるように、守ることのために業者同士が行動をする場合には、これは独占禁止法のもとと禁止しているカルテルではない場合がある、こういうことを述べておるだけでございます、上のほうのたとえはメーカーが数軒しかない、私どもがそれに対して標準価格をつくりまして、その標準価格をつくる前後においてメーカー同士がいろいろ話し合い、カルテル類似行為をした場合にもそれは差しつかえはありませんというところまでは、公取はそんな約束はないよ、こういうことを公取は言っているようにありまして、上の数人の大メーカーの蔵出し価格等の順守の件については、政府と個々の

メーカーとの間で十分話ができるはずではないか、だからそんな上のはの段階について独禁法の関するところではないかという覚え書きをつくっておく必要はないか、こういう趣旨を公取委員長は申されているのだから私は思いますが、私もそれでいいのではないかと思います。

○中村(茂)委員 覚え書きの趣旨はわかりました。そこで、いまの中から出てきた生産段階の価格、特に鉄鋼とかセメントなどというところは寡占化が進んできて数社です。生産段階のこの価格、数社と話し合えてきめるわけじゃないけれども、いずれにしても資料をとって、政府とかが主管のところで標準価格というものがきめられていく。特にその生産段階のところできめられていくという場合に、私はどう考えても、数社でしよう。鉄鋼なんか値段一つはつきりさせればそれがカルテル的な行為に発展する、統一していくというものはつきりしているんだから、結果的にそういうふうになり、気をつける、気をつけると言っていますけれども、非常に危険な要素が一つ含まれている。これは私の意見として申し上げておきます。

それで、もう一つ確認しておきたいというふうに思いますのは、生産段階の価格というのはメーカーから出る蔵出し価格だ。それから販売価格というものが小売り価格として標準価格を設定することができ、中間段階の価格というのはいきめることができないと思うのですけれども、先ほど公取の委員長が中間段階の価格というふうに言われましたが、中間段階の価格というのは、具体的に言えばどこら辺の価格ですか。

○内田国務大臣 なぜ中間段階の価格を標準価格としてきめるたてまえをとらなかつたかといいますが、これはメーカーはわかっている。また直接消費者に接する小売りの段階もわかっています。が、中間の価格というものはものによっていろいろな段階が幾つもある。元卸とか二次卸とか三次卸とかいうようなものも幾つもあった、ものによつ

て非常に複雑であつて、それを一々きめることが標準価格として意味があるかどうか。一番大切なことは、生活関連物資でも何でも最後は消費者の手にわたるわけでありまして、消費者のところから標準価格をきめておくことは何と云うても手を抜けません。その場合に、必要なものについては生産者の蔵出し価格をきめておけば、その間の中卸だか三次卸とかいうものの値段は、両方から結めていけば幾らであるべきかというものがおのずからわかるではないか。これはもう御承知のように、全部の指定物資について標準価格をきめるわけではございませんで、その中の代表的な銘柄、品目を標準品目としてきめるわけでありまして、まん中辺の卸の値段はおのずからわかるではないかということで、この法律案三条の標準価格のきめ方のところにはない。しかし、それはどこかの標準価格に類する価格、標準価格に準すべき価格と考えられるものよりもたいへん高い値段で中卸だか卸が売っているではないかということが見られた場合には、標準価格ではないけれども、標準価格に準ずる価格のような考え方のものと、その当該官憲あるいは地方公共団体の職員は、その卸屋さんに、そんな値段はメーカーの蔵出し価格からいってまた最終的な小売り価格からいってもあり得ない価格だから引き下げろ、こういう指示ができるという、その指示のところでだけは卸についてもさわっておるわけでありまして、しかし、これは中村さんに申し上げまして、私は国会修正案には関知しません。これはいつも私が申しましたように、政府としては最善のものだとして出したわけなんです、こう申しておるわけでありまして、から、あの修正につきましては、それは与野党の国会議員の皆さま方がいろいろお打ち合せになつてきめられる分については、これは私はあんまり口出ししないほうが当然じゃないか、こう言っているからそのことは触れませんが、いまの卸なんかの問題については、各党の間で御議論があるやに聞いておりますので、そこら辺は皆さんの御決定がそうなれば、それは政府がめ

んどくだからとかいって拒絶すべき限りではないようなものかもしれない。これは少し言い過ぎたかもしれません。

○中村(茂)委員 生産段階の蔵出し価格を、いまの段階でこれが施行になった場合に、どうしてもこの段階できめておかなければならないという品目はあります。

○小島政府委員 いまの段階でこれとこれはどうしてもいふことを申し上げる段階でないわけではございませんけれども、政府といたしましては、法律が施行されたならばなるべく早い段階で、やはりまあ第一段階は、石油製品あたりが第一バッテリーになるのではないかと気がいたしますけれども、そのほか生活必需品物資を中心に設定したいと考えております。

○中村(茂)委員 これは中身も非常に問題ありますが、それと同時に、この法案全体が、末端の小売り商が非常に苦しくなるというか、きつい法案になっているというふうには私は思うのです。そういうことに関連し、品物に関連して、末端価格だきめた場合、それから生産段階のものをきめた場合、これはいろいろ品物によって違つてまいりまうけれども、いずれにしても標準価格をきめて、流通機構に品物を乗せて小売り店にすつと行った場合に、いろいろなしわ寄せがこの小売り店にいく要素というものが非常に出てくるんじゃないか、こういう感じが実はするわけでありまして、そういう意味からすれば、卸段階のやつをきめて小売りまできめれば一番はつきりしてくるわけですが、けれども、そうなつていくと、統制がますます強化されて再販価格——きめる人は違いますが、これも、制度としては再販制度と同じようなやつが出てくる。メーカーの値段がきまつて、この末端の販売がきまる。ですから、この取り扱いというものが今後流通機構末端の小売りの標準価格をきめ、流通機構に乗せていくという段階の中で非常に大きなポイントになってくると思うのです。ですから、それとともう一つは、どうしても上のほうのそういう場合には、カルテル行為というふう

な関係も出てきたりして、この問題をどういうふうに取り扱ったらいかがというところは今後非常に重要な問題になってくる。私はこの点だけ意見として申し上げておきたいというふうに思います。そこで次に、いまちょっと触れました、この法案全体が小売り段階に非常にしわ寄せになるということは、いまの標準価格のきめ方によってやはり小売りのところへ一番そういうものが集中してくるんじゃないか。いまの物価の値上げの問題についても、お客さんが行つて一番問題になるのは、生産しているところや流通機構のところではなくて、ものを買う小売りのところで、販売業者のところでものが上がってしまった、どうなるんだ、一番苦情を受けるわけでありす。ところが今度は、こういう値段がきまつて上のはうから流れてきて、マージンを少なくして流通機構に乗ってきた場合でも、一応きまつてある販売価格、標準価格でこれは売らなければならぬということになれば、追いつめられるのは何と云つたか一番弱い小売り商のところへ追いつめられる制度になっている。しかも、きのうの連合審査の中でも、二十五条の割当て、配給、これについても問題になりましたが、このところまで持つていかないうちという答弁もありましたが、それはそれにしても慎重に扱え、こういう大きい問題をやっていくにはやはり国会の意見を聞くというような、まあ私どもの意見を盛っておられますけれども、それはまたその論議のほうに私は譲りたいと思ひますが、これが実施になった場合に、やはり苦しめられるのは小売りであります。小売りのところがいろいろ割り当たつてきて、お客さんがそこにきて、いや、こんな割り当てじゃとてもじゃないけれどもどうにもならぬ。しかし、お客さんはそう言つてくるけれども、これだけの配給では売ることができない。やはり小売りの、この末端のところが一番苦しめられてくる。

段階のところにはこれがかつてくる。それから、いままで全然やっていなかった帳簿の記載等についても二十六条で行なつていくことになるれば、これもまた販売段階、小売りのところではない、へん負担になつてくる。しかも、立ち入り検査等についてはこれはやはりその段階というものが、標準価格とあわせて一番きびしくなつていく。そして罰則を見ますと、今度はその小売りのところに該当してくる課徴金のところについても、帳簿の記載のところについても、立ち入り検査のところについても、上の段階の生産段階、流通段階の罰則よりも重くなつていくわけでありす。これは懲罰刑までついている。しかし、販売段階の上のほうの罰則については、これは罰金だけだ。内容がきつくなり、追いつめられて、しかも罰則についてはそのところが一番重い、こういう小売り段階をいじめるような、だからこれは、法というものは運用次第というふうにいふべきけれども、この運用というものは、やはりこの小売り段階を守るような運用をしなければならぬ、これにあわせて小売り段階を保護するような政策が金融等を含めて出てこなければ、この法案を直ちに実施していくというところは、非常に小売り業、販売業者を苦しめる結果になつてしまふ、私はそういうふうな思ふわけでありす。その見解について、考え方をひとつ明らかにしていただきたい。○小島政府委員 標準価格制度につきましては、御案内のように、小売り商だけではなく卸売り業者、生産者に対しても、その指定物資が標準価格から合理的に推定される価格をこえて販売していることを認められますときには、価格引き下げの指示を行なうということでございます。当然、これは小売り業者だけでなく上のほうまで一般的な対象にいたしましたわけでございます。それから課徴金制度におきましても、必要に応じてこれは各段階ごとに、第一段階の標準価格のほうは、先ほど申しましたように上と下とたてまして二段階でございすけれども、課徴金の対象になります特定標準価格の場合には、各段階

すべて定めるといふことになっております。したがういふことは、これも特に小売り商にきつく当たるといふことはないのでございす。いづれも適正利潤というものを織り込んで計算いたしますので、特に小売り業者を不当に圧迫することはない。いづれにしても、おっしゃるようには、この小売り商というものが非常にまあ過大な利潤を織り込んだ値をつけるようなところもございすけれども、非常に良心的な業者も多いわけでございますから、その辺、中小企業、零細企業を不当に圧迫することがございせんように、十分やはり運用には気をつけなければいけないと思つております。それから、帳簿整備義務等につきましては、いま検討しておりますが、主務省令でありまして、細かなものについては過大な義務づけにならないように考えるべきではないかという線で検討いたしております。○中村(茂)委員 私の言わんとするところは標準価格、これは販売価格としてきまる例が多いわけでありすから、したがって、一番はつきりするわけですよ、それが守られていゝか守られていないかというところは、しかし、流通段階とか生産段階の標準価格がきまつていない品物については、これはどういふ値段が過重であるかどうかというところについて標準がないわけですよ。末端へいけば、標準価格がきまつていないからつきりする。流通段階はどのくらいが標準で、生産のところはどのくらいで、それで末端へいけばどうだということとなら、どのところにもみんな価格をつけないければはつきりしてこないわけですよ。だから私の言うのは、何だかんだ言つてもこれは良心的にいろいろ運用され、流通機構はできていくようになつていけばいいけれども、こういう制度というものは一番の弱い末端へいくほどしわ寄せがされていく。そうして、いろいろそれが不当かどうかという販売価格を検討する以外には、流通段階なり上のほうできまつていない場合には、これは何と

言つたつて調べようがない、はつきり言へば。そうでしょう。生産するにはこれだけが必要なんだ、流通機構でこれだけ輸送費がかかつて、これだけどうなつてきてそして末端へいってこれだけの標準価格で売れというふうになつた、そのころへ順に金が重なつていって、ほんとうに手数料というか、販売の利潤というものを得るのは追いつめられていってしまふ。こういうのが落ちです。だから、そこら辺のところはきつちとやつてもらなければ困りますよ。いいですか。○小島政府委員 おっしゃることはよくわかりますが、小売りの末端価格が野放しになつておりますと、やはり小売り商が品物を仕入れる場合に、卸商から高くふつかけられた場合に、これは消費者価格に転嫁できると思へばどうしても高く買つてしまふということがあつてございすけれども、今度は、上と下とのところで標準価格で定められておると、やはり小売り商はその商品を仕入れる場合に、われわれはこの値段で売らなければいけないのですからと言つて、あまり高い卸売り商のさし値に対して当然抵抗できるわけでございます。下のほうから押し上げられて、結局その中間段階も合理的な水準に落ちつくべきものであるというふうな考えております。○中村(茂)委員 それだから甘いのですよ。私は冒頭申し上げましたちり紙の問題にしても、それから洗剤、砂糖、これはほとんど上がつてきたたけれども、いまだとがが一番そういう上がつたところにおいてもうけていゝかというところなんです。小売りなんかこれだけ上がつてきて、やはりお客さんが苦情が出る。苦情受付所で、苦情を受けたらうまいなる言へば語弊に当たるかもしれないけれども、これだけ上がつた中で一番せしめていゝのはどこかというところなんです。しかも、今度末端の価格がきまつたわけですよ。それだからこれは普通に考えれば、下から突き上げるといふこともできるでしょう、品物等が豊かになつていけば。しかし、標準価格をきめるという品物はどうしたつて品不足、それから非常

に流通機構上問題があつて、いま世間でもいろいろ問題になつてゐる品物を一番先にきめていくわけでしょう。安定してゐるものについては別にきめる必要はないんだから。そういうものがきめられていけば必然的にそのしわ寄せは小売り、末端のほうへいく。それだから、下のほうから突き上げていって正常な流通に発展していくなんというような考え方でこれに取り組んだら、たいへんなことになつてしまふ。だからもつともつと小売段階、販売段階、特に大スーパーとか——同じ販売といつても大きい資本を持つてやつてゐるところはいいでしょ。小売りの零細でやつてゐるところについて、こういう制度になつてきた場合には、もつともつとあたたい保護を与えるような制度をあわせ考えていかなければたいへんなことになる。こういうことを私は強く要求しておきます。

以上、終わります。

○平林委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○平林委員長 速記をつけて。

この際、暫時休憩いたします。

午後四時一分休憩

午後七時二十五分開議

○平林委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

国民生活安定緊急措置法案について質疑を続けます。

○和田(耕)委員 企画庁長官に最初御質問申し上げます。

この第七条に特定標準価格の決定についての条文がありますけれども、これは私最初にお尋ねした件で、そのときは、もし緊急の事態が起これば標準価格の第一段階を経なくてもこれを実施できるという政府委員並びに長官の御返事をいただいた。昨日も、民社党の河村委員からも同様の質問をしたのに対して長官からも同じような御答弁があったわけですが、これは法律の専門家が

に聞かされても、少しこの意味がまぎらわしい面があるという意見が非常に多いようですけれども、この点をまぎらわしくないように、緊急の事態が起つた場合は第一段階を飛び越して特定の標準価格を直接に実施するとうようなことが直接にわかるようにお直しになつたらいかかと思ふのですけれども、その点いかがでしょうか。そうしなくともだいいじょうぶであればそういうお答えをいただきたい。

○小島政府委員 これは法制局とも相談いたしましてはつきりいたしておりますのですけれども、この法文にございますように、第三条から前条までに規定する措置を講じてもお指定物資の価格の安定を図ることが困難であると認められる場合において、こゝ書いてあります場合には飛び越してもだいいじょうぶだということございまして、もし第一段階を経なければいけないという場合でしたら、第三条から前条までに規定する措置を講じた後においてもなおこれが困難である場合においてというふうに書きますと、これは第一段階を必ず経なければいけないことになりましてすけれども、この原案のように書いてございまして当然飛び越し得るということでございます。

○和田(耕)委員 まあそれで何回か念を押した点で、実はこれは私どもとしてはこの一つの指定価格という形に一括するという考え方を持つておるわけですが、それがどうしても聞かれぬ場合は、この点だけははつきりさせてもらつておかないといけないという意味で、一つ重要な項目として考へておるわけを念を押したわけですが、それはまあ、そういう必要な事態ができれば第一段階を飛び越えてこれが実施できるということと思つていいわけですね。——お答えを要りません。

中曽根通産大臣がお見えになりましたので、通産大臣のほうに先に御質問申し上げたいと思ふのですけれども、大臣、このごろのペルシャ、イランのあの石油が、外国の競争的な買い付けによつて非常に値上がりをしてゐる。これがOPECにあるいはOAPECのほうにも今後大きな影響を及

ぼしていくだらうというふうな予想があるわけですが、これも、国内でいろいろ標準的な価格をきめてしまつても、外国から来る値段が、しかも非常に著しく上がるといふ場合も今後考えられると思ふのですね。そういう場合の対策というのか、大臣どのようにお考えになつておられるか、お伺いしたい。

○中曽根通産大臣 最近イランの入札を見ますと十七ドル三十セントというふうな高値がつけられております。そこで問題は、不当な暴利があるいは便乗値上げといふことを許さないといふことだろふと思ふのです。しかしイランの場合は、あれが相場としてあそこで値付けされるかどうかは私は疑問だと思ひます。非常に少ないときのマージナルなラインでスポット買いが行なわれてああいふ値段が出たんだではないかと思はれる節もありまして。しかし、いままで原油価格が二ドル八十セントであつたのが近ごろは大体平均四ドルないし五ドルぐらゐになつてきて、それが七、八ドルに上るという情勢でもあります。ですから、いままでわれわれが考へていたよりもべらぼうに高い原油が入つてくるということは否定できません。したがらして、われわれが価格政策を行なう場合に、それらの動向をよく見ながら、できるだけ業者や生産者の方面で仕事をしてくる場合に、従来自分がストックで持つておつたものを完全に消化するまでは旧来の価格をやらせる。そして新しい高い原油が入つてきてそれを使つてきたという場合に、適当なときに価格の上昇を認めて採算も考へなければならぬ。そういうことであつて、その辺の分界点をどういふふうに見きわめるかといふことは非常にむづかしい仕事でありますけれども、やらなければならぬ仕事である。そういう国民にわかるような合理的な態度をとる必要があるだらう、そういうふうに思ひます。

○和田(耕)委員 いろいろなケースが考えられる。特にこの三ヶ月あるいは半年は、なかなか常識的な経済活動というふうなものは、たとえばOAPECにしましてもOPEC諸国にしましても

も、できるだけ少ないものを売つて従来あるいはそれ以上の利潤を得たいという考え方はもうすでに一般的になつてゐるようですから、われわれが想像する以上に外国の値段が高くなつてくるといふことは今後とも考えられると思ふのですね。単にイランだけじゃないと私は思ふのです。そういうふうな場合に、しかしそれに応じて国内の標準価格を上げたり、下げることはないのですが、たとえば半月前に上げたやつをまた半月あつと上げるといふふうなことがあつては、日本の国民生活あるいは経済的な行動に非常に支障を来たすといふ問題もあるわけですね。したがつて少なくとも半年あるいは一年の間は、そういうふうな予想しない価格の暴騰なんといふことが起こつたときには、国の一つの資金を出していかどうかは別ですけれども、何かプール資金のようなものを、価格調整の資金のようなものを考へる必要が私は少なくとも過渡期にはありはしないかという感じがするのですけれども、そういう点を御検討なさつておられるかどうか、お伺いしたい。

○中曽根通産大臣 これはむしろ内田さんにお答えする分野であると思ひますが、事態によつてはそういう必要性が起るかもしれないと思ひます。

○和田(耕)委員 企画庁長官、ひとつ中曽根大臣からのあれもありましたので、そういう場合は私は今後ほんとうに考えられると思ふのです。特に標準価格、政府もかなり強権を働かしても維持しようとする標準価格ですから、これが目の色が変わるようになつたのではその標準価格制度そのものもおかしくなつてくるということがありますので、異常な国際価格の値上がりに対して、これは単に石油だけの問題じゃない。いま予想されるのは石油ですけれども、食糧でも飼料でもそういうことが考えられるわけだ、つまり国際的な価格変動というものを今後日本の国内の標準価格制といふものとのようにマッチさせていくのか、こゝういふふうに広げて考へてもいいと思ふのですが、企画庁長官の御見解をお伺いしたい。

○内田國務大臣 これは皆でございまして、私の答えもそういう仮定の状態にはお答えできませんといえは済むところでございまして、私が、私はいまそんなことは言っておられないときで、どういふ事態が起こるか、こういう法律まで出します以上は、それはそういういろいろな場合を想定して制度をつくらなければならぬ場合も出てこようと思ひます。しかし私はその際、いまここに一つのブルの公団のようなものをつくるか、あるいはまたそれをささえるための特別会計をつくるか、いかう具体的のお話をいまこの際いたすことは正直のところできませんけれども、和田さんが御心配になるような事態が万一にありますが、仮定ではなしに想定しながら、私はいまここでお答え申しませんが、いろいろな検討を進めてまいりたいと考えております。

○和田(耕)委員 それから昨日出された標準価格を策定するいろいろ具体的な根拠、基礎のようなものを統一見解として発表されたのですけれども、その中に、いままで政府の中にはなかった過去の一定時期というのがありましたね。過去の一定時期の価格を参考にするというのがありましたね。これは最初に私内田長官に御質問した。田中角榮総理大臣がNHKのテレビでそういう種類の発言をしたのです。つまり四十八年の一月から十月までということですから、十月といつたらまだ石油問題が起っていないときです。正常だといひおれませんが、石油問題の起っていないこの十ヶ月の平均をとりたいという意味の発言をなさっておったのですけれども、私はこれは目安として非常に大事な発想だと思う。しかしその後総理大臣は内田長官にもその話をしていないのですから、何か思ひつきで話したかなと思つたのですけれども、しかしきのうの統一見解では、過去のある一定の時期の価格というものがかなり重要な要素に取り上げられてきているわけですが、これはあの統一見解を出すのは大体どれくらい前の期間のことを考えておられるのかどうか、もし案があればお示しいただきたい。

○内田國務大臣 この前和田委員から、田中総理大臣の記者会見における御発言を引用されてたていまおっしゃられましたようなお尋ねがございました。その際、一月から十月までの期間の平均価格を標準価格の目安にするというような話を総理がしたかということでございますから、私は少しこれはことばがよろしくございせんでしたけれども、そういう乱暴なことはいさしかなるというふうなことを実は申し上げて、ことばが乱暴過ぎたかと思つて反省したことがございました。それはいま考えましても、田中総裁はやはり一つの比喩的な考え方として述べられたものでありまして、通常一月から十月までの間の平均価格をとることを原則とするという意味ではないと思ひます。もし、またそういうこともできないと思ひます。というの、その間生産費の構成要素、ことに春闘等の時期もはさみますので、賃金などにかんがりの開きがありまして、平均をとります場合には非常に安い時期の——春闘ということばがいかうにかわがかりませんけれども、それより前の安い時期の賃金、あるいはまた国際価格等を織り込みました価格になりますから、実際にそういうものだけで、そういう考え方で標準価格をつくつたときに実施不能だといふようなことになることを実は心配をいたす点がございします。そこで、昨日でございしましたか、この統一見解で申しました妥当と考えられる時期の販売価格というものは、これは別に何月から何月までということではございせんけれども、標準価格をつくる前のしかるべき期間といひますか、しかるべき時期において比較的安定しておつた価格、その時期の価格などをベースにして、それ以後労働銀なりあるいはまた国際価格なりが上がつたような正当なファクターは取り入れるけれども、しかし、単なる見越しの要素のようなものを取り入れないといふことではないか、こういう考え方でおられるわけでございます。したがって、このある一定の時期の妥当と考えられる時期というものは物によつて、その物が安定しておつた時期をとればよいわけでありまして、一

つ一つによつて違ふ場合もあるとお答へするほかないと思ひます。

○和田(耕)委員 この前にこの委員会でも参考人の十数人の人をお呼びしたことがございました。その参考人の共通の意見が幾つかあったのですけれども、最も共通している点は、標準価格をきめるにあつて、官僚のひとりきめ、あるいは業界との話し合いによつてきめるということだけは絶対に避けてもらいたい。何としても消費者の意見を聞くようなシステムを制度化するように考えてもらいたい。これは与野党のどの参考人も共通に出た御意見だと思ひます。確かに価格構成の場合に、緊急な値上がりに対処するために標準価格をつくらうとする場合に、あつてもないという場はない、たぶんしろとも交えての協議という場合は好ましくない、つまり価格をかせつてつり上げるような状況を引き出してくるということとは理解されることだと私は思ひます。あのときに中林参考人が出した意見も、日本生活協同組合の会長ですけれども、そのような前提に立つて、きめることは時期を失せないで主務官庁が責任をもつてきめてよろしいけれども、主務官庁が責任をもつてきめてよろしいけれども、きめたあとでその価格がそのまま永続するわけじゃない、改正するともきめ、きめたあとでいから消費者の意向を十分くみ入れてその後の価格構成に影響が与えられるようなシステムを考えてもらいたいといふ主張を中林参考人は話しておりました。そのとき私、経団連の堀越参考人も来ておりましたので、堀越さん、いまの意見をどう思われるかと聞くと、あまり反対もなさそうでした。今度の国民生活安定審議会という案を政府のほうもお認めになるようですけれども、この案はそういう国民の持っている要望におこたえできるような形で運用しようとお考えになつてゐるのか、あるいはそうすれば構成メンバーをどのように考えておられるのか。もしお考えがあればここでお示しいただきたい。

○内田國務大臣 実は各党の間で、私どもが提案

をいたしました法律案についての修正のお話し合いが進んでおることを聞いております。聞いておりますが、私なりまたここに出ておりますような政府委員は、いま出しました案が、たいへん恐縮でございますけれども、最良の案だといふ考え方で出しておりますので、その話し合いの場へ出しましていろいろ意見を申し上げることも適當ではないと思ひますので、それを差し控えておるわけでございます。しかしお話しのような審議会を設ける話し合いが、これはどうなりますか、私はいまのように関与いたしませんけれども、進んでおることも傍受いたしておりますので、そういう審議会ができました際には、全く意味のない審議会でありまして、和田さんがおっしゃられるようなことについていい動きをしていただくことが大いに意味があると考えられます。やうな仕組みになれば、私どもは、行政の立場にあるものといひまして、御意見のようないくつかの形において審議会の皆さま方のお知恵をかりるような場合が十分あるのではないかと、またそうするほうがよろしいのではないかと、抽象的のことばで恐縮でございますけれども、まだその修正案の構成なども見ておられますから——しかし、それにもかかわらず私はいまのように考えることを申し上げておきます。

○和田(耕)委員 質問が出たり入ったりであつた先になりまして、中曾根大臣、灯油の三百八十円、LPGの千三百円、この価格は、その後の状況から見ても、政府が強力に行政指導していけば標準価格としての役割りを果たすことができるという確信があらくなるか、あるいはこれは何とか考えなければいかなぬという感じであるのか、ひとつ大臣の御決意をお伺ひしたい。

○中曾根國務大臣 あれでやつていくつもりであります。またやつていけるだろうと考えております。灯油の場合は、石油関係ではね上がる前の九月のメーカーの卸売り価格、つまり一キロリットル一万二千八百円というものを大体基礎にしまして、そしてその後の情勢も勘案して三百八十円

というものをきめたわけですから、この指導価格は、ある意味においてはこの法案に規定する考え方の前駆をなすものである、そういうふうに思います。それからプロパンの場合も大体九百円から千三百円くらいが十一月くらいの場合でありましたが、それについても千三百円を最高価格として、まあ北海道は千五百円でありましたけれども、九百円のところは三割上がったものであり、しかしそれとも千三百円とよりである、そういう体系をきめたのも、これはやはり当時の大体妥当と思われる価格を基礎にして、そしてそれ以降の価格について諸般の情勢を考慮して最高をきめた、そういう価格体系でありまして、これまた同じ意味において前駆をなすものではないかと思ひます。しかしそれらの価格をきめるについては、関係業者は非常にやがりました。とてもこれではやれないと言つて非常に強く反対もしたのでありますけれども、相当日数をかけて説得をして、そして了承してもらつたもので、時期も来年三月までがなければ、ちょっと考えようによつてはむしろですけれども、しかし来年三月までがなければ、そういうことで了承してもらつてあるわけですから、これで大いにがんばつていくつもりです。

○和田(耕)委員 ちよつと大臣のお耳に入れておきたいと思ひますのは、私、土曜日の日に杉並の灯油を販売している人たちが、よく知っている五人くらいの人がお目にかかりたいということでお目にかかった。そのときに、こういう話をしている。つまり、三百八十円でやつていきます、私のところも十分やっております、やっておりますけれども、やらない業者もたくさんあります、そこで、これはどうせ守られないという感じがしてならないけれども、今後政府が三百八十円を維持するためには、ちゃんとその標準価格を守つておる人に對しては報償を出してくれる制度を考えてもらいたい、このことを機会があつたら通産大臣にぜひとも話してもらいたいということ——いや、これは報償でなくとも、そういうちゃんと規則を守つておる人にはよい配給するようにすればいいんだというような御意見もありました。いずれにしてもこの問題は大臣が非常に御努力なさると思ふのですけれども、これをやりなさいということだけではなかなか守られない制度の一つだと思ひます。したがつて、それをちゃんと守つて正しく営業している人には何らかの報償を、あるいは割り当てを多くするということもあるでしょうし、お金をたくさん出すというふうなことはちよつとあれでしようが、何らかのそういう報償制度を考えないと、これは大臣、なかなかむずかしいことになると思ひます。特に来年の三月までこの価格で守る、この御決意はごりつぱだと思ふのですけれども、何かそういうものを考えなければならぬと思ふのですが、いかがでしょう、大臣、そういうものを御検討になることはございせんか。

○中曾根国務大臣 考えようによつてはあたりまえのことをやつてゐるのでありますから、ほめるとか報償するということが筋が違ふようにも思ひますけれども、こういう世の中にあつて約束したことを誠実に守つていくことはまた奇特な行為でもあります。そういう意味で私も先般来、よくマル優制度というのがありますが、タクシの運転手でも優良な者はマル優というのが書いてあつて、そういうふうなわけでもよくやる人には何か考へてあげる必要があろう、そういうことでいま通産局にいろいろ検討を命じてあります。たとえば、これはまだきまつたわけじゃありませんが、思ひつき程度で頭の中にあるようなことは、経営改善資金について優先的に考へるとか、そういうふうないろいろな面について検討するようになつてあります。

○和田(耕)委員 これは普通の学者が考へたあるいは役人が考へた対策というよりも、そのような正当な利益、代償を与えるという考へもこの標準価格を維持するためにぜひとも考へてみる必要がありはしないか。一般の人はこんなむずかしいことをやつても、これはさるだ、なかなか実行できない。ところが良心的にやろうとすればひんば

んに標準価格自体を変えていかなければならないというふうなあれが非常に多いときですから、ぜひともそういうふうな問題をひとつ真剣に考へていただきたい。つまりそういうことが官僚的な統制ではないという一つの雰囲気を持たすわけですね。あんまり射幸的なことはむろいけません。大臣もおっしゃる通りに、あたりまえのことをやつてゐるわけですから、それに対する報償というふうな、そういうお考へをなさらないで、このむずかしい、守れないものを守つていかすためにはこういう措置が必要だというふうな立場で考へてみると、この制度はなかなか維持できない、こういうふうな思ひますので、ぜひともひとつそういうふうな点についてお考へをいただきたいと思ひます。

それから最後になりますけれども、一つの参考人の重要な心配として、カルテルが復活しやしないかという心配、これもなかなか根強い心配なんです。役所できめるといふても役所には資料がない。どうせ業界は商売ですから、それにかけている人ですから、一番よく知つてゐる。また運用のために、業界を守らうにも業界の意見を聞かなければならぬという一つの正しい理由もある。いろいろなことで業界の価格になるんじやないかという心配をほとんど全部の参考人は述べておりました。そういうことですから、この問題については、いまの標準価格を考へる方法と同じように、特別の一つの考へ方が必要ではないかと思ひますけれども、公取委員長、その一つ例として通産省との覚え書きとか企画庁との覚え書きとかいうことが目下大衆的な話題になつてゐるのですけれども、公取委員長としてこういう問題についての対処する決意なり具体策なりというものがあつたら、ひとつお聞かせをいただきたい。

○高橋(俊)政府委員 具体的なケースを考へてみますといふいろいろございますが、ここであまり長々とおしゃべりするのどうかと思ひます。とにかく協力を求める。この法律は緊急なものだと思ひます。しかし緊急だからカルテルがいいとは思ひません。思ひませんが、完全に一方的に官僚統制でいくのならば、それはもう業界が何を言おうがかまわないわけでございますけれども、いまおつしやいましたようにある程度民間の協力を求めなければいけません。善意の協力を求めるという点からいへば、資料だつて官庁に全部あつたわけじゃありませんから、それは取り方によりますが、取り方を注意していただければ、当然それは必要な行為であるし、それからとにかく有効にこの法律の効果というものを確保するためには、一切協力的な行為を認めないというのは、私のほうとしてはとるべき態度じゃないと思ふのです。いかに独禁法——それは私は独禁法をはずしてはいけませんと思ひます。その点は同じでございますけれども、協力的な、前向きなほんとうの善意ある協力であるならば、それはやはりその範囲において求めていかなければ実際実行できない場合が非常に多いと思ふのです。そういう意味におきまして覚え書きをかわして、この範囲までならばいいんですよというのを、これは一般的比喩でございまして、具体的に一つ一つは書くことはできません。とにかくこの範囲で前向きに政府に向かつて協力する、自分たちのエゴを通すためでないのだということが明らかに行爲については、私どもは違法性がないと思ひます。これはカルテル自体につきまして「不当な取引制限」とは何かという定義がいろいろございまして、その中に解釈上も公共の利益に反して競争制限をするという行為はいかぬ、「公共の利益」とは何ぞやというところについて実はいろいろ学説がありますが、ごくすなおに読みまして、公共の利益に沿つた行為であつて、しかも共同行為ではない、共同行為でわざとあとでカルテルを堂々とやるような体制に持つていくことではなればいけません。こういう解釈を下したわけでございますから、私は、主管官庁がたきさん出てまいりますから、各省がその気持ちで業界に對して業界のエゴを認めるんじやないんだ、一方に消費者の問題もありますから、消費者の利

益というものを考えなければならぬ。しかし消費者のエゴだけを貫くということはおそらく不可能でございましょう。こういうふうな品不足の時代でございまして、みんながやはりある程度犠牲を払わなければ経済のバランスは保てないわけでありまして。そういう中において私もは考え方としては、いやしくもこの機会を悪用してカルテル的な行為をするとか、また一つのそういうやり方で標準価格を何とかまかしてつくり上げていこうかという行為、これは私は最も好ましくない行為であり、場合によっては独禁法違反そのものに該当するおそれもあるだろうという意味におきまして、それに対しては厳重な態度をもって監視を続けていきたい、必要とあらば、それだけの相応の措置をとるつもりでございします。

○和田(耕)委員 いずれにしても私もこういう法律が施行される場合には、特に中心になる標準価格というものが国民が納得されるような方法で設定をされて、設定された場合はこれをみんなが理解をして協力をする、実行するということが最大の焦点を置いていかなければならないわけですね。中曾根大臣、かりに業界のカルテル行為というものが、これは根拠はつかなくても大体よそから見ればわかるわけですね。そういう場合に何かの効果のある罰則のようなあるいはこらしめのようなものも考えておかなければいかぬと私は思うのです。先ほどの、ちゃんと守った人には何らかの報償をすると同時に、おかしなことをやっただけに對しては、しかもこの法文で処罰できないような者に対しては何かのこらしめのようなことを考えていく必要が私はあると思うのですが、いまのカルテル類似行為があると思われる場合にどういうふうなことをおやりになったらいとお考えになっておられますか。

○中曾根國務大臣 われわれがやっておる指導行政措置とカルテル行為というものが混同されないように、まずわれわれが注意する必要があると思います。われわれがやるうとしておることは、政府の国家権力による介入であり、それに対して業界が協力

するという形であって、業界同士の共同行為を認めているわけではありせん。その点はまずはっきりさせる必要があります。それに便乗することがないように、われわれはその間をやはりびしりと切斷しておかなければならぬと思ひます。それから第二に、そのカルテル行為が行なわれるかもしれないというふうなことに對してはわれわれ自体も監視いたしますが、公取が本来の使命に立つて厳重に監視すると同時に、必要に応じて法を發動して措置をしていただく、こういうこと以外にちよつとなんと思ひます。

○和田(耕)委員 これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○平林委員長 増本一彦君。

○増本委員 この安定法は、私はこの法案作成の過程からも、それからまたこれから運用されるであろう面からも、どうも民主主義というものが尊重されてない、このことが一番これから将来の問題としてたいへん重大な問題になるというように考えるわけですね。きょうはそういう立場からひとつ政府の所見を伺いたいと思ひます。

法案作成の経過をみますと、石油二法といわれて、この石油関係の需給調整法と、それからこの安定法といわば一つの相關連する法案として出されているわけですね。これも、これが法案作成の経過の上でも、財界とだけ相談をしたり意見を聞いたたりしている。まず一体、中小企業や消費者、国民の、今日のこの重大な事態に對するためにどうしたらいいのかという点での意見を聞いたのかどうか。この委員会に見えた参考人の人たちは、どれもこれもほとんどの人がこの法案に對して危惧を持ち、そして反対の意思を表明する人がたくさんいた。このことが、こういう一般消費者や小売業者や業界関係者はもちろん、財界の中にも統制経済へ移っていく歯どめがない、ここに危険性があるというふうな指摘までして、危惧を持っているというところに端的にあらわれている。ましてや国民や労働者、農民、中小企業というふうな人たちの意見を聞いていないということ

も歴然としているというふうに思ひわけですが、法案作成の過程でどうだったのかということをもはっきりさせていたいただきたい。

○内田國務大臣 この法律案は題名にもまた各条にもございまして、国民の中でも消費者大衆のための物価の安定、生活の安定ということをおねらいとして制定しようとするものでございまして、一部の物資をつくる企業の、なにかずく大企業業のカルテル行為等を追認するような意図から出ているものではないことをあらためて申し上げるものでございします。

○増本委員 私が聞いていますのは、中小企業、消費者、特に労働者とか農民とか、そういう人たちの意見をこの法案作成の段階で聞いて、そういう人たちの知恵も集めてつくったものかどうかと、こゝなんでしょう。いかがですか。

○内田國務大臣 もう御承知のように私も自民党は国民政党内でございまして、国民大衆、中小企業者等の考え方、利益を代表する立場に立つものでございします。そういう立場においてこの法律案の原案をつくり、国会に提出、御審議をいただいているものでございします。

○増本委員 私の質問に答えていただきたい。長官そんなこと言つたって、自由民主党は大金持ちや財界の利益を擁護する政党だ、これが国民の意見ですよ。(そうじゃないよ、つまらぬこと言うな)「何を言っているか」と呼ぶ者あり。私が聞いているのは、一般消費者や国民の意見を聞いているかどうか。

〔発言する者あり〕

○平林委員長 御静粛にお願いします。

○増本委員 一体意見を聞いたのかどうか、このことを聞いていますのですね。

中曾根通産大臣は去る十一月の十九日に経団連や日本商工会議所、東京商工会議所、日経連、経済同友会共催の会合に出席をされた、そしてあいさつをされたということが経団連週報に載っているんですが、その中で、統制は極力避け業界の自主的調整によってこの危機を打開するよう産業界

の協力をお願いしたい。もう一つは、石油の供給削減に伴う物価暴騰を防ぐためには価格安定カルテルを結ぶよう独禁法の運用を再検討したい、こういう趣旨のあいさつをしたというように、この経団連週報に載っているんですが、このような趣旨のあいさつをなすつたのでしょうか。

○中曾根國務大臣 私はその会に出たかどうか、いま記憶にないのですが、あるいは出たかもしれない。しかし価格安定カルテルを結ぶよう指導したいということばは言わなかったつもりです。おそらくその原稿を書いた人が要旨をまとめてサマリーとして出すという意味で簡単にそういうふうな書いたんでしよう。業界の協力を求めて、そして通産省と一緒になって、通産省あるいは業界、消費者、まあ総ぐるみで、この物価問題、現下の石油危機の問題を突破したいという趣旨のことをどこでも言つてきておるのであります。

○増本委員 せんだってこの委員会に参考人として経団連の堀越副会長が参られまして、そのときそういう趣旨のあいさつをしたかどうかということを確認しましたところ、このような趣旨のあいさつをしたことは間違いないということをおっしゃっている。

問題なのは、一つは業界の自主的な調整によつてこの危機を打開する、これを産業界に求めているというところになります。これは共同行為を業界相互でやつて、そしてそれに基づいて価格の安定をはかっていくという、こういう方向を大臣みずから率先して言つておられることになって、いま問題になっている覚え書きをはじめ、カルテル、これを通産省そのものが促進していく立場に立っているというふうにとれるわけですね。いま大臣の答弁の中にも、業界も含めて総ぐるみでこの危機を突破していく、こういうことを大臣は強調しているというふうにお話しになりましたけれども、まさにそのことが、財界も望んでいる、業界ぐるみで業界の自主的な調整を進めていくという、このやり方と符合して、これは文字どおりカルテルを促進していくという立場に立っている。

るんだというように見ざるを得ないと思うのです
が、その点はいかがですか。

○中曾根国務大臣 政府主導のもとにというのが、それは抜けておりますですね。そういう意味においてその記述は誤りであります。それで、業界の自主的調整というところを、あるいは言ったかもしれない。しかし、それは、たとえば三百八十円以上で売った、そういうものについては、そのものにもはや製品を供給しない、そういう意味の業界内部における自主的調整作用を考へておいたわけでありまして。そういう意味で言っておるのであって、業界が勝手に共同行為をして、自分たちだけで政府や国民と離れてやっ
ていい、そういうことを言ったのでは毛頭ござい
ません。

○増本委員 同じ経団連が、この十一月の二十九日に石油危機対策についての緊急総合対策委員会
というのを開きまして、意見をまとめたのが載っ
ていますけれども、この中でも、物価安定策と
して、この業界の自主調整によって価格の安定を
はかることが望ましい、こういう趣旨を言ってい
る。このことは大臣は御承知でしょうか。

○中曾根国務大臣 経団連がどういふことをきめ
たか、私はそのことを知りません。しかし、政府
が考へていることは、政府主導のもとにというこ
とがいづも頭にあるわけでありまして。それは、わ
れわれはやはり独禁法というのを知っておりま
すから、業界だけでやるということは、必ずこれ
は独禁法にひかかる、そういうことをよく熟知
しておったからであります。

○増本委員 大臣は、この公正取引委員会と覚え
書きを産産省が結びましたね、こういう時点の
もとで、あくまでもこの共同行為あるいはカルテル
、こういうものに対しては、き然とそれを取り締ま
り、規制していくという、これは本来公取の立場
だけれども、しかし、一方では業界を行政指導し
たり、その衝に最も直接、広範に当たるところで
すから、それをどうしてもこの独占禁止法に基づ
いて、そのようなことをさせない、そういう規制

をきちっとしていくという立場にお立ちになる
のでしょうか。その点はどうですか。

○中曾根国務大臣 政府は一体でありまして、私
たちが公正取引委員会の活動に協力するというこ
とは、また当然のことでありまして。先ほど和田委
員の御質問にお答えいたしましたように、このカ
ルテル的な共同行為と、今回法律によって行な
うとしている指導行為ないしは政府介入のもとに
政府が主導して業界に協力を求める行為というも
のは、これは明らかに分けておかなければならぬ、
それを切断しなければならぬと、さつき和田委員
にお答えいたしました。そういう点は明確にやる
べきであり、やるつもりであります。

○増本委員 大臣は、本会議での今度の総理に対
する代表質問での答弁でも、そしてまたそのほか
の機会にも、この異常事態を乗り切っていくため
に民主的な調整ということをやるのだ、こう言っ
ていますね。この大臣の言われる民主的な調整と
いうことと、いま私があげたこの経団連などで
言っている業界の自主的調整というのは、ま
こととに、表現としてもウリ二つの表現です。
だから、大臣がいま独禁法の適用を再検討する
というふうなことを言ったことがないとか、独禁法
の適用については政府一体として臨んでいくのだ
というふうに言われても、やはり政府があるかな
いとか、このところが違うだけで、結局業界が望
んでいるようなこの自主調整によるカルテルを進
めていこう、価格安定カルテルを望んでいるとい
う方向にならざるを得ないのではないかと、
ように思っているのですが、この点はいかがですか。

○中曾根国務大臣 私が使った民主的調整とい
うことは、官僚統制ということばに對抗する象徴
的な表現であります。

○増本委員 財界も物価統制令による直接統制に
は限界があり、種々の弊害のおそれもあるわけで、
業界の自主調整によって価格安定をはかることが
望ましい。同じように、官僚統制はいやだからこ
の業界の自主調整で価格安定カルテルまで望んで
いる。いま大臣が官僚統制に對置して民主的な調

整というふうなことを言われたが、中身は同じ
じゃないですか。

○中曾根国務大臣 ですから何回も申し上げるよ
うに、政府主導のもとに、そういうことを言っ
ておるのであります。

○増本委員 それでは具体的に伺います。
この通産省と公正取引委員会の覚え書きの中
で、(4)として「石油製品の増産、出荷の円滑化、
相互融通等、石油の需給緩和のための協力措置」
というのがございます。これは具体的にどうい
うことを業界にさせようとするものなのでしょう
か。

○中曾根国務大臣 これはたとえばLPG、個人
タクシーがプロパンガスがない、そういうような
場合に、業者間相互で融通させて、Aというメー
カーあるいは卸でないという場合には、Bという
業者がそのかわり持っていくってやんなさいとか、
そういう意味の需給緩和のための協力措置を意味
します。

○増本委員 そうしますと、当然業界のほうでも
納得できるマージンとか価格というものがきちん
としないければ、この協力というものは円滑に
いきませんですね。で、それは一軒の業者に対し
てそういうようなことをするといふよりも、業界
でそういうことができるような受け入れ体制とい
うものをつくらせるということも前提になるだろ
うと思うのです。だからそういうことになる、と
通産省のほうで業界の体制を固めて、そして実質
的に共同行為やカルテルの体制を、そういう土台
をつくっていく、こういう結果にならざるを得な
いというように思いますが、いかがですか。

○中曾根国務大臣 それは業界がお互いに連携し
て、みずから自分たちだけで通謀してやったこと
ではなくして、政府が指示して、それに基づいて
やる融通行為でありますから、性格がまるきり違
います。

この覚え書きがカルテルでないのは、業者の横の
連絡ではなくて、政府と個々の業者との縦の関係
だ。そしてこの覚え書きやその他のこういう事態
が取り除かれたあと、このカルテルのような、そ
ういふ体制ができるようなそういう仕組みになる
ことはこれはいかぬ、こういうような答弁をされ
てきましたね。その見解はいま今日の時点でも
変わっていないと思えますけれども、いかがです
か。

○高橋(俊)政府委員 その見解は変わっておりま
せん。ただし、私が申しましたのは具体的なケ
ースに当たってはた場合に絶対に同業の業者が話し合
いの場を持つてはならぬということになりまし
たらば、これはもう動きません。ですから、私は
政府が公権力をもって介入して具体的に指示しな
がら、ここにない、こちにある、そういう問題
についてどこが増産に際し得るか、増産といいま
しても、石油製品でも減っていくばかりですから、
非常にむずかしいことだけれども、少なくともカ
ルテルというのは通常私どもは増産のためのカル
テルというのはいないことではない。そういう
ふうな話し合いをするものではない。しかしなが
ら、私もどがおそれるのは、たとえこの場合政府
協力でありましても、業者団体に、業界に半分手
放しでまかしてしまふ、こういうふうなことは困
る。ですから、そのつど(4)(5)の条項をお説
示監督に基づいていふのはいずれの条項にも全
部実が入っていないわけはいかぬのです。一括して
そこにあげましたけれども、業界だけで話をする
というふうなことではなくて、それぞれの業者に
対してこれはどうか、これはどうか、たとえば需
給両方の意思の疎通というふうな点もございま
すね。これは確かに供給するほうも絶対不足
してあります、需要するほうもそれをオーバー
している。現在でもそうでございますが、今後も
さらにそうなるでしょう。その場合に需要供給を
突き合わせるというのは、私も非常にこまかい
ことは詳しく知りませんが、会社と購入する側の

従来の取引関係というのは実に複雑なものでござい
ます。そういうことについて官庁が全部切符制に
直してしまえば別です。あるいは完全な割り当
て制にいたしました場合には、どこへ行っても
一定の量が買えないのですから、それはよろし
いのですが、そうでない前段階におきましては、
そういう入り組んだ関係についてある程度話し
合いをしなければ問題は全然解決しないだろうと
思うのです。しかし、その話し合いというものは
かつてにやりましたのではないのか、それは官
庁が常にそこへ介入して、具体的な指示をしてい
かなければならぬ。包括的なおまかせというふう
なことは絶対避けてください、こういう趣旨でこ
ざいます。そうでないと、この標準価格段階とい
いますか、第一段階——最終段階に至る前の段階
のいろいろなこういう需給調整、つまり圧倒的に
需要が超過しているというふうな状態に対処でき
ないじゃないかと思えます。ですから、その範囲
でどういうふうにするかというふうなことは、私
とを前向きに検討するという行為については、私
は具体的な指示監督が厳格に行なわれておれば違
法性がないと認めざるを得ない、こういう趣旨で
ございますから、原則は縦の関係です。これは確
かに横の連絡をとってはいかぬのです。その場合
においても強力な指示監督が行なわれておれば、
目的がそういう目的であって公共の利益に反しな
いというところが明確であれば独禁法違反というふ
うに解釈すべきではない、こういうふうには考
えておるわけです。

○増本委員 そうしますと、いままで委員長はA、
B、C、D、こういう業者がいた。役所のほうで
Aという業者、Bという業者、C、Dと、ここに
直接い行政指導だから、だからこのA、B、C、
Dが横につながるものではないから共同行為では
ないのだという、こういう解釈でいたわけです。
そのことを今日までこの委員会でも答弁をしてこ
られたわけです。今度は役所が目を光らせていれ
ば、A、B、C、Dがつながっていいという、
こういうところまで後退をしようと思おうので
すが、前段でその考えは変わっていないと言いまし
たけれども、もう後退しているんじゃないですか、
いかがですか。

○高橋(俊)政府委員 同業者の横の話し合いをそ
のまま認めることは絶対ないのです。しかし、話
し合いはある程度しなければ、おそらくいま一人
も増員なしに、それは人のやりくりはするでし
うけれども、この緊急事態に対処して、需要と供
給の非常なかけ違いをうまく調整するのは役人
が仲へ入ります、わかりやすく言えば役人が仲
に入って、そしてそれから出ないのか、ここ
からはどうなのか、そういう話を具体的に進め
ること、これはある程度はやむを得ないのではな
いか。もしなければ動かない。値段の問題でし
たら、これはもう同業者が値段を話し合うなん
ということは絶対禁止です。しかし、数量の突き合
わせの場合に役人が実は全部の需要や何かを具体
的にみな把握しているわけじゃない。把握し切れ
ないわけですね。総量についてはできるとする
のです。だから総量ははっきりと決めていただ
いは、それを中でどのように分かち合うのかある
はだれとだれとが取引をするのかという複雑な問
題があるように私は聞いております。ですから、
そういう意味において横のものをそのまま認める
というように態度を変えたわけではないのです。
そういうような業者間の話し合いだけは、これは
カルテルの温床になりますから好ましくありませ
ん。場合によつたら違反にもなります。しかし、
具体的にに入り込んで調整をはかること——だから
政府主導型で調整をはかるのだとしたら、同じ供
給者側でどうなっているんだというのを役人が
入らなければ話し合いをするという、話し合いと
いいますか、緊急の場合にはそうしなければ間に
合わないのではないかと私は思うのです。つまり、
そこに私のほうの独禁法には何を違法と見るかと
いう、これは私のほうの解釈でございます。これは、
解釈は学説その他ではなくて、あくまで公正取引
委員会がその解釈の権限を持っておる。それに違
反であるとして認定されたものが不満であれば、

東京高裁に持っていけばいいんです。三回訴訟す
る権利がありますから、それはよろしいんですけ
れども、そういう公権的な解釈については、私ど
もはこの点までいったら違法性はない。しかし、
これはそうではなくて、たとえば業者間の話し合
いをまとめて持っていってしやいというふうな、
そういうことをされるのは全く迷惑であり、独禁
法の違反になりますよ、こう言っておるわけだ
から、役人が具体的に仲へ介入してやっておる行
為については、その際違法性を問われないのがあ
たりまえではないかというふうに思っているわけ
です。

○増本委員 そうしますと、このような、御承知
だと思ふのですが、たとえば(1)のような協力措置
をとる場合に、ここには「出荷の円滑化、相互融
通等、石油の需給緩和のための協力措置」という
ことで、品物を、たとえば灯油やプロパンを動か
すわけですね。あるところから足りないところへ
動かす、その動かすための流通の上でのマージン
とか価格という、こういうものはやはり業者の納
得のいく価格で、きちんとその同業組合なり何な
りでそこで詰めた約束や体制というものをとっ
ていなければ、これは実際には円滑に動かぬ。そ
うなことを自身が、いま政府が協力措置で入って
いってやられるだけでなくて、これまでも委員長
が言ってきたように、そのあとにも一そう共同行
為や相談をする土壌や体制をつくるという、こう
いう副産物を残すことにもなるのです。そうい
うところまで見通しを含めて、この覚え書きにつ
いての検討というものをされていくのかどうか。
ここは、私は一番大きな問題だと思ふのです。そ
の点について委員長はどういうふうに考えている
のか、もう一度見解を聞かせてください。

○高橋(俊)政府委員 私は、いざいざいたしまし
ても今回の石油の不足、ことに二割削減というふ
うな段階になりました場合に、その及ぼす影響は
かなり深刻なものであらうと受け取っております。
それがために、この危機をいかに乗り越える
かというところは、あらゆる人がそれぞれの立場に

対して、自分の立場のみにとらわれないでやるこ
とが望ましいと思っております。だから、そうい
う事態であるからというだけで、私は独禁法の解
釈を非常にゆるめるつもりはありません。という
のは、むしろカルテルやいろいろなやり取りとか
いう行為がふえる傾向にありますから、その点に
おいては一貫して変わらないのですが、先ほどか
らくどくどく申し上げるようになります、政府主導型で
行なう。そしてその場合に、いまおっしゃった、
こまかい話になりますが、一体マージンはどうす
るのだ、融通する場合にどういう価格ならばいい
のかというの、これは政府が当然介入せざるを
得ないでしょうけれども、しかし、それが一つの
標準価格になるわけじゃないのです。相互融通す
る場合に、そのときの相場というものは、その業
者がお互いにまあまあと思う値段でやるんであ
って、幾らでなければならぬというふうなことをき
めないし、卸の段階であつたら、なおそうござ
います。卸の段階に一応標準価格は設けられま
せんから、したがって卸の段階に設けられるもの、
いろいろ品物の回転率によつてマージンが違
うし、取り扱いの業態によつて、単にただ中間でも
って受け渡すのだけできまる場合もある。そうい
う場合にメーカーあるいは卸の段階で、それに
ついて品物の相互融通というところは起こり得るこ
とである。しかし、その中身について一々公定価格
的な、あるいは業界協定みたいな価格体系が必要
だとはとても考えないのです。ですから、そうい
うことをやれば、へたをするれば独禁法違反にな
ります。お互いに価格をきめてしまった、これでは
ちよつと私は合点がいかないと思ひますから、そ
ういう行為は、私は違反行為とみなしますから、
かなり厳格に解釈してこれを運用するつもりであ
る。覚え書きはなるほどつくりましたけれども、
いろいろ一般に誤解されておるようなカルテル的
行為やなんかを認める気持ちは全くありません
ので、厳格に解釈して、具体的な介入も相当厳格に
解する、こういうふうには考えております。

○増本委員 流通マージンや流通価格がどうい

ようなきめ方をされるのかということがわからな
いのじやなくて、このことに十分な監視をしてい
くかどうかという、このところが一番決定的な問
題だと思ふのです。

もう一つ(二)の問題をとりますと、「違反者に対す
る出荷停止等、需給・価格の混乱防止のための制
裁措置」というようになっていくわけですね。そ
うしますと、この点では、制裁措置を政府がきめ
るのか、あるいは業界としてきめるのか、この
ところであとの不公正な取引に導いていくよう
な、ここで取りきめたものの保証を担保していく
役割りを、この制裁措置は果たすわけですから、
これも共同行為をつくっていくようになる土壌を
生み出しやすい最も危険な問題だというように思
うのです。

ちよつと先に通産省にお伺いしますけれども、
この混乱防止のための制裁措置というのは、役所
がきめて役所がやるものなわけです。

○中曾根國務大臣 政府指示のもとに行なうこと
です。

○増本委員 出荷の停止をしるか、あるいはそ
れに組合からの除名が入るかとかかわらぬけれ
ども、そういうことを政府の指示のもとでやる
というは、政府がこういう制裁措置をとれとい
うことを具体的に指示をする、こういうことにな
るのです。

○高橋(俊)政府委員 ここであらためてまた私申
し上げなければならぬのは、(一)の条項ですね、た
だいま御質問になりました条項は独立しては意味
をなさないわけですね。「違反者に対する出荷停
止等」という書き出しになっておりまして、かね
ね私申し上げておりましたが、(一)の措置と(二)の措
置、(二)の条項は一体として読まなければ意味をな
さない。(一)に「標準価格等」とあるのは、生活安
定でいいますと、これは小売り段階の標準価格で
あります。メーカー段階を含みません。小売り段
階でもってやっている、いまのとえば三百八十
円という灯油の価格とか千三百円というプロパン
の価格というものは、これは末端段階の価格でこ

ざいますから、それに対して通産省との見え書き
においては、一番最初に法律の実施等とありまし
て、これは法律が効果を発するまでのつなぎとし
てもやれるという、私どもで、これはいわば法律
に基づく行為ではないけれども、しかし、いま緊
急の場合において国民がそれを必要とするとい
う措置であるならば、それは認めていいじゃないか
という考え方でございまして、したがって、そう
いう末端の段階における業者がたぐさんございま
す。非常に多くの業者がございまして、それらの
方々が違反をした、高い値でもって売ってやまな
い。そういうものに対しては、通常ならば許され
ない出荷停止という行為が元売り段階で行なわれ
ても、それは独禁法違反に問いません、こういう
趣旨でございまして、ですから本来ならば、出荷停
止をかってにやれば、これは不公正な取引方法に
該当します。しかしながら、末端価格を政府が指
示してきめた。この法律が通れば、これは当然標
準価格あるいは特定標準価格になるでしょう。そ
ういう法律に基づく価格、それは再販のときの契
約による末端価格ではございせん。全く違ふも
のでございまして、それを守らないというものは、
守らないほうがいけない。ですから、それに対
して出荷停止という措置を一々あれしなくても、こ
ういう見え書きによって明らかにしたわけでは
ありません。

その点は、はっきり申し上げまして、メーカー
段階の価格をきめて、それを順守するための協力
措置なんというものをあらためて見え書きでうた
う必要は全くありません。それは守ればいいので
す。守ればいいのであって、かえってその中に制
裁措置だ何だなんということをやれば、これは制
裁金になるでしょうけれども、それは実行上守る

ことも期待できませんし、それらのメーカーにつ
いては、主要なメーカーであれば政府の監督の目
が行き届くはずですから、そういうメーカー
段階については、このような見え書きにあらため
て書く必要もない。しかし三百八十円とか千三百
円という価格になりますと、これを守るべき業者
の数はめちゃくちゃに多いわけではございませ
ん、それらについて政府が一々これから監視して
まいりますが、しかし手の及ばぬところは業界
に——上の業界ですね、これに品物を売っている
業界に協力を求めた方がいいのではないかと、こ
ういふ趣旨でございまして、書き方が悪いという点
はひとつごかんべん願ひまして、そういう意味だ
けは御了解願ひたいと思います。

○増本委員 時間がありますので、先に進みま
すけれども、しかしこういう協力措置があつたに
カテルを生み出すような、そういう土壌づくりに
なる。また監視をきびしくするといつても、こ
れは国民としても危惧を持つのも当然だし、私
はこういう誤解を生み、また結局独禁法を骨抜き
にしていくような、言つてみれば独禁法の自殺行
為になるようなこの見え書きは絶対にやむを得
なければならぬ。問題は、もともと独禁法の適用
をしないことだつたら、あえてこういうようなこと
をするまでもないことだ。疑念があり、それとす
れすれのこと、あるいは独禁法にいわば脱法行為
にひとしいようなことをやるからこういう見え
書きが必要になつてきたんだというように見るを得
ないので、ぜひとも破棄は強力に主張したいと思
うのです。

次の問題に移ります。

企画庁長官にお伺いいたしますけれども、長官
は十二月十五日に談話を出されましたね。その中
で、大企業製品の価格の上昇が著しいことは遺憾
であり、値上げの自粛を強く要望したい。このよ
うな事態に対処して、国民生活安定緊急措置法案
の早期成立をはかるほか、同法に基づく標準価格
などの決定にあつて、法律成立前の先取りのな

値上げを利することのないよう適正な措置をとる
ことにしたいという趣旨のことを言われていま
す。

そこでまず最初にお伺いしたいのは、この法案
成立後直ちに指定する物資をこの場で明らかにし
ていただきたい。

○内田國務大臣 それは主務大臣がそれぞれ選
びまして、それを協議の上決定をいたすわけでご
ざいますので、いまこの場で私がどれとどれとい
うことは申し上げられませんが、要するに二
つの範疇の物資、すなわち国民生活に最も関連
の高い物資、もう一つは国民経済の基礎となる物資
のうちから値上がりが激しいものまたは激しくな
るおそれのあるものを、私どもが今度つくります
ところの国民生活安定緊急対策本部というよう
なところで相談をして選んでまいらるつもりでござ
います。

○増本委員 きょうお見えなのは通産省ですか
らお伺いしますけれども、じゃ、この法案成立後直
ちに指定する物資は通産省所管として何か、す
でに御用意のあるものを明らかにしてほしいと思
います。

○内田國務大臣 これもたびたび申し上げて
いることですが、物資の種類はたとえば生活
関連物資で申しますと、今日の消費者物価をつ
くります中身の、これは家計支出の項目になるわけ
でございまして、それが五百近くあるはず
でございまして、その中から選ぶ。また国民経済に
重要な関係のある物資は、これを卸売り物価を構
成する品目の中から選ぶのが私は現実的だろうと
思いますので、そういう選び方のもとに、先ほど
来申し上げておりますような選定をいたしますので、
いまここで何と何というものを申し上げる股取り
に至っておりません。

〔井岡委員長代理退席、委員長着席〕
○増本委員 長官はこのような事態に対処して、
国民生活安定緊急措置法案の早期成立をはかると
言っているわけですね。こういう談話を発表され
たということはお認めになるでしょう。法案の早

期成立ということだけを言っておつて、すぐ移る準備ができてないというのはどういうことなんでしょうか。指定物資が、この五百からの中から生活関連物資の中でそれを選ぶために、これは各所管庁でやるんだというような、もう審議が始まったときから同じ答弁をされているわけですね。この法案で物価の安定をはかるなどという、このこと自身が私はいへん疑いを持つようになります。長官として釈明なり弁明がありましたらおっしゃつてくだされい。

○内田国務大臣　私は、この法律をつくっていた
だきますことによって、それが物価の安定になら
ないとは全く思っておりませんので、この法律を
つくることによりまして個別物資対策としての物
価対策を遂行できるものと信じております。

なお法律のつくり方といたしましては、たとえほどいう物質を指定するかというようなことと、つくり方によりましては、別表第一号に定める物質とか、あるいは別表第二号に定める物質とかいうつくり方も形式としてはございましょうけれども、しかしこれは何が物価の値上がりが激しくなるおそれがあるか、また激しいかというようなことが常に動いておりますので、増本さんの御主張なさる通りに、初めから別表第一に掲げる物質、そういうような形をとらないほうが機動的でいいだろう、こういうふうに考えておるわけでございします。

○増本委員　私は別表一とか別表二でやれと言っているのじゃないのですよ。いまもうこの法案の審議もそろそろ最終段階に入ってきている。この時点で、長官の談話は異例の談話だというようなことでまいわれている。この時点で早期成立ということを長官みずから談話の中で言っているのに、いまだに指定しようとする物資そのものの用意がない。私はこの政治姿勢そのものを問題にしているのです。

では、仮定の問題になりませうけれども、たとへば灯油とかプロパンガス、これらの物資が指定物資になった場合には、具体的にひとつどのよう

して標準価格をきめるのか御説明をいただきたい
と思います。

○内田国務大臣 物質を指定しますのは、これは主務大臣がかってに指定するわけではございませんで、政令で定める。つまり各省相談の上で、仕組むとしては、おそらく国民生活安定緊急対策本部のようなところへ届け出をしましてきめますが、その価格をきめますのは主務大臣がきめるわけでございます。いまおっしゃったような物質につきましては中曽根通産大臣がきめて、おそらくはこういうきめ方をするからこれです承してもらえるかと言つて私どものほうに御協議があると思つておりますから、中曽根さんのほうが主で、私のはうがそれでもいいか悪いかを判断するのであります。まず灯油で申せば、これは標準品目の

品目というものはどこでどういう形で売っているか、何が代表的な品目になるか。つまり炭屋やまき屋で売っている灯油になるのか、あるいはまたガソリンスタンドで売っている灯油になるのかというようなことによりまして、販売の態様、取引の狀態等が違ふわけでありましようけれども、そういう販売の態様や取引の狀態、需給の狀況等も頭に着きまして、標準になるものを標準価格としてきめますけれども、いまの三百八十円という値段は私は標準価格をきめる際の有力な手がかり、資料となるだろうと考えております。またそれによろしかろうと私は思います。

○増本委員　いま長官が言われた中で、燃料屋売っている灯油になるか、ガソリンスタンドで売っている灯油になるか、こういうお話がありましてけれども、三条から見ると、そういう売っている場所によって標準品目がきまるというところじゃないんですか。標準的な品目というのは、そういう意味じゃないでしょう。

○内田國務大臣　私も、どうもあまり法律の読方はじょうずなほうではございませんけれども、この第三条の第三項でございます。「標準価格は、取引の態様及び地域」と見てまいりまして、「取引の態様及び地域」

事情、当該標準品目に係る指定物資の需給の見通し」云々、こういうことを総合的に勘案してきめるということは、取引の態様でございますから、たとえば容器に入れた値段とするか、あるいはいまの三百八十円のように、容器もはずした裸にするか、あるいはまた地域的事情で、いまは一本の、こ
三百八十円ということのようでございますが、これは法律に基づかない中曽根指導価格のような形でございしますが、この次は中曽根・内田指導価格というふうなものになります場合には、その三百八十円という中曽根価格を有力な手がかりにしな
がら、取引の態様、地域的事情等々を総合的に勘案してきめてまいる、こういう趣旨で申し上げま
した。

○増本委員 私が言っているのは標準価格じゃない、あなたが間違えたのは、標準品目で間違えたんで、三条の一項のことを言ったのです。まあいいです。

結局 この問題でも、どうもここで私たちに十分納得できるだけの説明や資料というものを御用意されていない。これでは、こういう政府案の標価格あるいは特定標準価格という二段がまえのやり方がよいのか、この点妥当性や有効性についての具体的な審議ができないのですね。時間があまりまじせんから、次の問題に移ります。

長官は、十二月十五日の談話の中で、特に最近大企業製品の価格値上げが著しいことは遺憾であり、値上げの自粛を強く要望したい。「こういうふう」に述べていますけれども、問題は口で言うだけでなく、具体的な手だてをもつて実行することだと思ふのです。この大企業製品の価格値上げについて、これを押えていく具体的な手だてをお伺いしたいと思ひます。

○内田國務大臣　この法律を一日も早く制定をさしていただきたい。制定されました後には、物資の指定、標準価格の決定というものをいたすわけになりますけれども、それまでの間に現実の価格といふものをどんどん先取りのに上げられてしまったのでは、またそういうものに標準価格が、この法律

が通つた際に牽制されることは、私はこの法律をつくります者としても非常に遺憾でございますので、この法律が皆さま方の御理解によりましてつくられます場合には、先取りの値上げを民間の企業家がやっております、そんなものはそのまま受け入れるものではない、むだになるのだ、こういうことを牽制していくことが、行政を担当する私どもとしては、またいまの場合としては、きわめて大切だと考えまして、いまお述べになりましたような意向を表明いたしておるわけでございます。

○増本委員　これは、自衛を要望したり期待するだけでおさまる性質のものではないし、実際に、軒並み大企業はこの九月決算でも大きな利益をあげて、そして大企業製品というのは国民生活の必需品である場合もあるし、電気製品なんか文字どおりそのとおりですし、それから生産財としても経済の重要な部分を占めている。いま長官が指摘するような大企業製品の価格の上昇の一番大きな要因は、原資材ですね、原料、材料の上で、大企業を中心にして値上げを競っているところ、ろに問題があると思うのです。これをどうやって押えるかという、単に製品の蔵出し価格や元売り価格をきめるといふことだけで押えられる性質のものじゃないと思うのです。むしろそれは、末端の小売り人まで来る生活関連物資等についての蔵出し価格、元売り価格を押えるだけの話でして、それが製品としてできる前の段階での、たとえば鉄材とか、アルミとか、こういうものに不当な利益として転嫁されて値上げになっているという、しかも石油危機を背景にして、先行き需給が一ノサをタイトするという、こういうことからいまい一ノサを値上げ競争が行なわれているわけですね。こういうところにメスを入れて、原価を明らかにさしたり、不当なもうけを削らせるような、そういう強力な行政指導というものが、いままし長官がほんとうにこの談話で言っているようなことを、大企業製品の価格の値上げを押えるということをやるんだったら、それを行政指導としてもやるという

うことが必要なのであって、国民生活安定法でこれではできないという性質のものじゃないと思うのです。だから、そういう点で、いまの現実のこの実体経済を、長官の認識というのには非常に甘い、むしろ正確に認識されておらないという気がします。そういう、私がいま申し上げたような手だてをおとりになるようなかまがえるかどうか、そのことを伺いたい。

○内田国務大臣 そういふかまがえて私も談話をしているわけでごさいます、法律が施行され、標準価格をつくる際に、その先取りの現実の価格が世の中にどんどん行なわれているような事態にならないように、私はそれだけの事前の準備をもって臨んでおる、こういうわけでごさいます。

○増本委員 それではその関係を具体的に少し伺います。

経済企画庁が「標準価格の決定方法について」という資料を私たちに配付されました。これを拝見しますと、重要なのは、一枚目、下から五行目からの部分であると思うのです。ここで、「過去の妥当と考えられる時期の販売価格と比べ、標準価格設定時の価格のうち海外原材料の価格の大幅な変動等必然的に生ずる部分以外の乗算値上げ等による過当な利得部分をチェックして、公正な価格を決める考えである」、こういうようにいっておる。そこで一体「過去の妥当と考えられる時期」の価格というのは、たとえばいま非常に需給関係がタイトになっている灯油とかプロパン、セメント、木材、こういうものではおのおのいつの時点の価格を妥当であると考えているのか。その点はいかがですか。

○内田国務大臣 そのことにつきましては、先ほど和田さんからも尋ねがございまして、お答えを申し上げたとおりでございまして、これはたとえば一月から十一月までの平均価格というように一律単純な考え方はなしに、私は、その物の物によりまして、いろいろな価格の動きも今日に至るまで違っておると思いますが、まず一番安定——その物につきまして一番安定しておったそ

の時代の価格というものが中心にならざるを得ないと思ひます。それ以後において賃金の値上がりでありますとか、あるいは輸入原材料の値上がりでありますとか、私どもが正当に評価しなければならぬ要素は、それは正当に標準価格の作成の際に取り入れるのはよいと思ひますけれども、こどもも申し上げるような先取りの便乗値上げによる過当な利得部分というものはチェックするということとはチェックアウトする。もう単にチェックするだけではつまらないから、そいつはチェックしてその部分は削ってしまふ、こういう趣旨でございまして。

○増本委員 いま申し上げた品目について、小島局長、具体的に、「過去の妥当と考えられる時期の価格」というのはいつの時点のいつの価格かということは、お答えになれませんか。

○内田国務大臣 いまお答え申し上げましたように、ものによつてこれはいへん違うと思ひますので、平均的なことを、何か総理大臣が記者会見などで、一月から十一月までの平均価格、こういうようなたとえ話をなさったこともあるそうでございまして、それはまあ一つの考え方もあろうと思ひますが、それはまあ一つの考え方もあろうと思ひますが、私どもの現実の作業の場合には、単純に、そういう計算だけではなしに、先ほど述べましたようなやり方できめてまいりたいと思ひます。

○増本委員 委員長、長官に御注意をお願いしたいと思ひます。私の尋ねておることをよく聞いて、そのつぼだけをひとつ答えてください。

私が申し上げたのは、灯油、プロパン、セメント、木材などではおのおのいつの時点の価格が妥当なのか、こういうように聞いておるので、だから一律平均の価格をきめろというように私を質問としても申し上げておるわけじゃないのです。そういうことじゃないというところは、これはもうそのとおりなんです。そういう、一律にやったら実態に合わないし、妥当な価格がはじけないというのとは当然なことです。だから、それぞれいつの時点のことを考えているのか、それが標準価

格を形成していく上できわめて重要な判断の材料になると思ひます。あえて伺つておるのです。ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○小島政府委員 個々の物資につきまして原案をつくり出すのは物資所管省庁でございまして、きょう、そういう御用意があるかないかは存じませんが、通産省のほうからお答えいただきます。

○中曾根国務大臣 標準品目とか標準価格というものをきめるときには各省で一でなければいけません。一つの省だけが先へ行き過ぎたりするということとは、全体の均衡を破ります。そういう意味において、まだそういう相談を各省ごとにもしておりませんし、そういうような準備もまだしておりません。この法案が通りましたら、そういうような検討に入るだろうと思ひますけれども、そういう状態でありまして、通産省だけが先行するということとはしておりません。

○増本委員 これは私が先ほど運用上の問題で指定物資についてお尋ねしたときの批判がそのまま当てはまると思ひます。もう一つ、便乗値上げなどは排除するということは、これはもう当然だと思ひます。

ここで私は、大企業などがよく、今日の価格の上昇は企業努力でもう吸収できないというように意見を言う。新日本製鐵の稲山社長などはそういうことを、新聞で見るとはよく発言をしておられるようです。しかし先ほどお話ししたように、これまで見ても大企業が軒並み好況になっている、特にいまこういう緊急事態のもとで一定の利潤を適正な利潤として価格にのせて、それがまた価格上昇に影響をしてく。ところが、それが適正な利潤かどうかというところは、これは説明するすべもないわけですね。原価の公表もしない。それから通産省といえども、いままでの時点では、そういう生産費についてこの原価に対してまで十分な解析や説明をしていない。この際、いまのこのように大企業を中心にこの価格の上昇に対して、やはり大企業が節度を持った価格形成をす

るように強力な行政的な介入を含めた指導が私は必要であると思ひます。必要な場合には大企業製品の価格を規制するような法律までも、この緊急事態を乗り切つていく上では必要になってきているというように考えますけれども、その点、所管の通産大臣からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 いま御審議願ひております二法で当面この危機を乗り切つていこうと思ひますので、その必要は、いまのところは感じておりません。

○増本委員 私は、これは大臣としてもっと実体経済を十分に解明し、御認識される必要があるというように思ひます。私はぜひ、こうした大企業の原価を解明し、そして適切な節度のある価格形成をしていくように十分な行政指導をするよう要求したいと思ひます。

次の質問に移ります。今度の標準価格は、再三ほかの人からも指摘されましたように、卸売り価格についての取りきめがない。このことが、これも再三指摘されてきましたように、零細小売り商を圧迫するという状況になる。皆さんは第六条で標準価格をこえて販売をする場合には引き下げの指示ができるし、それで卸売り業者についての規制も可能なんだという見解を発表されていますけれども、いまの物価調査官の三百六十人足らずで兼任ばかりだという状態を見れば、これがすべてに行き届くという保証もありません。ですから、やはりこの卸売り価格についても、主要なものについてはそれを定めるといふことを考える必要があるのではない。いろいろ流通機構というものは複雑だ、これはそのとおりだと思ひます。しかし、少なくとも主要な取引の態様に応じて卸売り価格をも定めるものとするといふことをやはり検討してみることがあるのじゃないか。これは指示価格の問題とともに——私たちは指示価格といつていますが、この点についてのわれわれの見解も十分に検討をされるべきだと思ひますけれども、いかがですか。

○内田閣務大臣 政府側の考え方は、たびたび申し述べておりますように、生産者あるいは輸入者の蔵出し価格というものとそれから販売業者の小売り価格というものをきめていけば、中間の卸売段階における複雑な取引機構に一応応じたような価格をきめないでも、標準価格としての作用をなす、こう考えてこの法律案がつくってございませうが、いま増本さんの御指摘の点は、皆さま方の各党の間で御議論になっておられるように承っておりますところでございます。

○増本委員 長官、たとえば大手のスーパーですと、生産者から直接仕入れてそして大量に売るので、流通経費が削減されて、これがいままでの状態でも、その周辺の小規模な小売り商や、ある場合には中小の問屋も泣かせてきた状態だと思ふのです。だから、消費者には安い物を、そして小規模な問屋の経営も守るといふ、この両面の成り立つ、こういう政策の要請がいままさに問われているのだというふうに私は思うのです。だから、この点での価格形成についても十分な配慮や指示、介入というのを流通段階ではかつていふところが必要だというふうに思うのです。が、いま小売り商百五十万のうち零細企業というのが百三十万でしょう。そうすれば、この零細企業だけでなくて中小の問屋もやはり、主要な流通過程での卸売り価格についての規制や介入ということとをきちんとやれば、営業も窮乏な中でも保証されていく道が開ける。これをとるかとはならないかというところが、私は、中小企業政策とか小規模な問屋の営業を守る政策の上できわめて重要だと思ふのですが、そこいらまで十分配慮される必要があると私は思いますが、これはひとつ長官と通産大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○内田閣務大臣 増本委員がおっしゃるとおりでございます。その辺に標準価格のつくり方のむずかしさがございまして、単純につくれるものではございません。ことに、私どもは、中小零細企業者の立場というものが十分考慮されていかなければならないと思ひますので、たとえばスーパーが産

地直送を受ける場合のことだけを想定して、消費者だけの立場から、安くきめればきめるだけいいと、こういうふうにも、いまおっしゃるとおり考えられない面がありますので、いろいろ苦勞をいたしておるところでございます。

○中曾根閣務大臣 内田長官と同じであります。

○増本委員 この面でも具体的な政策が提示できないというのは、私はたいへん遺憾に思ひます。まさに、これが小売り商いじめになるといふ危険を雄弁に物語っているのだと思ふのです。いまこういう時期ですから、いままでのようなやり方は検討していただくとして、少なくとも中小企業者の共同化、自主的な共同仕入れとか共同購入というものを政府が積極的に促進をするというふうなことで、流通機構、流通の問題についても中小の小売り業者を守っていくというふうな手だてをとるべきだし、そういう面で、特に地域と密着している地方自治体も積極的にこの地元の中小業者の共同仕入れとかあつせんができるように、国と自治体とが一体になってやはりそういう面でもくふうをしていく、こういう政策が、いまこれからのこの安定法を施行し、小売り価格を規制していくという上ではきわめて重要になるのだらうと思ふのです。その点についてひとつ最後に、大臣食事もまだそうですから、これだけ答えていただいで、で、あとゆっくりお食事していただいでけっこうですから、ひとつその問題だけ答えてくださいます。

○内田閣務大臣 これは通産大臣所管の物資ばかりではなしに、農林大臣所管の物資などにも多く見るものでございしますので、増本委員の御心配になられるとおりのことを私どもも心配いたしております。これはまあ、物資の販売の面では、流通機構の整備合理化というものが、価格の面でもあるいは需給の調整の面でも非常に大きなファクターでありますことを私は常に考慮をいたしておるものでございしますので、それらの点につきましても十分配慮してまいるように、通産省のみならず、関係の物資担当官庁に私どものほうからもい

ろいろの協力をしてまいりたいと思っております。

○増本委員 それでは、あと二つだけ聞いて、私の質問を終わりたいと思ひます。

一つは、昼間の質疑の中で、二十六条の記載義務ですね。これについては中小零細業者には緩和をするというふうな答弁がありました。しかし、現実に記載能力や記載の体制、実態を見れば、これは記載義務そのものを負わせることが酷だといふように思ふのです。だから、これはぜひ適用除外すべきだといふように考えますが、その点いかがですか。

○小島政府委員 内部にも適用除外すべきだといふ考え方もございしますけれども、やはり標準価格、さらに一段進んだ特定標準価格というふうなことになるまでと課徴金の対象にもなるわけでございします。で、全然記載をしないでもよろしいといふところまでいくのは行き過ぎではないかという考えもございまして、どの程度簡略化した帳簿にすべきじゃないかというふうな考え方が多数説でございします。で、なお検討させていただきます。

○増本委員 これはどういふ簡易帳簿をつくっても、複式またはそういうものに類似したようなやり方とかいうことになったら、これはもう全然実効性が保てなくなります。だから、私は、この問題はぜひとも適用除外ということを積極的に検討していただきたいと思ふのです。

もう一つは、これまでも、私たちは、この法案が国民生活全体に重大な影響を与える、国民経済にも大きな影響を与える、だから、こういう問題こそ民主的な運営を確保する必要があるというところで、審議会をつくって、そのもとでこの法の運用を常に検討していくことを提案してききました。

そこで、この審議会方式については、長官は、緊急性という点から見てこれはまずいという、こういう意見を述べておりましたね。しかし、これは運用のしかただと思ふのです。総理のもとにある物価対策の審議会のように、二年間も眠らされ

ておつて、そして総理が中山伊知郎会長からおこられたというふうな、こういう運営のしかたをやつていけばだめになってしまうのです。いまのこの緊迫した事態のもとで、常にやはり消費者や学識経験者の意見も聞き、それで一体になって運営していくというところに、適正な価格の形成ができるし、運営も十分に、大多數の国民の納得が得られるような運営も保証されていく道が開けるのだというふうに考えるのですが、この点で、いま一度政府自身として、この審議会方式を採用していくという、前向きに検討をすべきだと思ひますが、いかがでしょうか。

○中曾根閣務大臣 その点につきましてはわれわれ兩名、兩名ながら異見がございしますが、各党折衝の結果を尊重したいと思ひます。

○増本委員 それでは、私は、このいままでの質疑を通じて、まだまだほんとうに国民の生活を守っていくという上で対処していくという、そういう面での政治姿勢に大きな疑念を持たざるを得ません。そういう面も含めて、積極的な物価対策の展開がいま必要になつていっていることを申し上げて、質疑を終わりたいと思ひます。(拍手)

○平林委員 有馬重武君。

○有馬委員 本法案の第一条にはこの法律の目的がうたつてあるわけですが、その中で「物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態に対処するため」というように書いてあるわけですが、この点についてこの前経済企画庁長官にはこれを問い尋ね、いまその時期にあるのだということとを承りましたけれども、きょうは通産大臣が来ていらつしやいますから、このことについてちょっと突っ込んで伺つてみたいわけでありませう。

「我が国経済の異常な事態」ということについて、これはどのくらいの大きいレンジで考えるかというところによつてこの法の運用というものがずいぶん違つてくるのではないかと私は思ひます。「我が国経済の異常な事態」というのはきのうやおとといに起こつた問題ではなくてかなり長い間

多少変動といいますが、異常な事態を続けてきたんだというふうな見方を私はするわけなんです。それでそれからここでもって緊急措置をとられた。それでその緊急な事態——確かにいま石油危機になつておりますけれども、そういう問題がある程度解決されるとそのまゝいままでの事態が続くとすれば、これは私どもの考えていることは少し違ふのではないかと。たとえば日本は資源にしてもエネルギーにしても、原料特に食糧なんかの大きな部分を外国に依存している。それから各企業の自己資金の率が非常に低くて借り入れによって自動車操業をしている面が非常に多い。それから狭い国内において消費者をおおって物資を消費していくことが文化の水準であるというふうな一つの宣伝ということがよく行き届いておる。先日はモデルチェンジの問題が出て、不必要なモデルチェンジはもうしないことに業者も申し合わせたというところがございますけれども、それからこうした消費、消費でもってごみの山ができています。それから産業公害につきましても厳格な措置が一向にとられていない、こういったことと自身が相当な異常な事態ではないかというふうに私は思うのですけれども、通産大臣の御所見を承っておきたいと思ひます。

○中曾根国務大臣 現在の事態のように、たとえば外的要因または内的原因等によりまして経済の正常な運行がむずかしくなつて、物価の騰貴とか暴騰、憂うべき事態、そういうような現象が起きて、しかもある一定の限度を越えていふ見通しがある、そういう場合を私はさすものであると思ひまして、現在の事態はまさにそれに該当すると思つております。

○有島委員 いまおっしゃったようなお話ですと、いつごろから異常であると思ひになりますか。

○中曾根国務大臣 これはOPECで石油の生産制限をきめまして、その結果が出てこようとする、そのために思惑その他で物価上昇が始まりかける、そういう前後からそのときの政府が認定する

ることになるだろうと思ひます。

○有島委員 具体的に今年の大体何月ごろをもつて異常と思ひになるわけですか。

○中曾根国務大臣 OPECが削減を決めた。そしてそれによつて日本がその対象になった。また世界的にもその大きな影響が出てきた。まあ出てくるであらうというところから出てきつた。その辺にかけてはやはりそういう事態に入ると私は考えます。

○有島委員 そういたしますと、経済企画庁長官はもうすでに異常な事態である、そのようにこの間判断なされておるわけでありまして、いまもうすでに(中曾根国務大臣)私もそうだと申し上げました(と呼ぶ)それで、この石油の輸入について異常な経済の流れの中でのまた異常な事態ではないかと私は思つてございましてけれども、もつと長期にさかのぼつてもやはり異常な事態であつて、これをいまおっしゃるようには短期的に見ますと、これをおさめてやはりものと先ほど申しましたような、いわゆる自動車操業の成長経済というものもが推し進められていっているのか、あるいはこれを転機としてやはり日本経済そのものが、いままで異常であつた、これを是正していかなければならない、そういうような運用のしかたをなさるのか、その辺のことを伺いたいわけですが。

○中曾根国務大臣 この法案は国民の権利義務を拘束するという重大な内容を持つておりまして、これを施行する、またこれを適用するという場合はなると限定定的に考える必要があると思つております。ですから内閣が告示をする、そういう要件を持つておるわけでありまして、内閣が告示をしてこの法律を適用するという段階は、やはりかなり異常性を持つていないとそういうものには該当しない。景気の波動によつて高下が起り得るといふことは当然あり得ることでございますけれども、今度の場合のように、石油の二五%削減というところが出てまいりまして、明らかに物価が暴騰する危険性が出る、そういう事態はまさにこの法案に該当するところであるだろうと思ひます。とにかく

この法案は告示という大きな要件を必要とするのでありまして、なるだけ限定的に、適用は慎重に行ふ必要があると思ひます。

○有島委員 まさにその辺のところに——これは確かに緊急措置法でありますけれども、この緊急措置法をまたこに於いて、経済の方向そのものについて考慮を加えないで、それで単なる緊急措置としてだけ扱うというか、運用していくというか、そのことについて私どもは非常に心配を持つておるわけなんです。それでどういったことを一つのチャンスとして、日本の経済のいままでの異常なあり方をひとつ転換していこうという、そういう姿勢がなければならぬのじゃないかという声が起つておるようでございますけれども、そういう点については通産大臣としてはどのようなお考えになつていらつしやいますか。

○中曾根国務大臣 景気の波動によつて物価は高下いたしますが、それが景気の波動によるものであるという程度の場合にはそう著しく暴騰するとかなんとかということでもございせんから、私は適用すべきときではないと思つております。今回の場合でも、八月三十一日の公定歩合の引き上げ以来、わりあい卸売物価の騰貴は弱つてまいりまして、九月、十月はそれがかなり鎮静化してきてたのです。でありますから、あの勢いで続ければ、もし石油の削減というふうなことがなければ、私は次第に鎮静化していったらうと思ひます。しかし、OPECのこういう問題が起きたために著しく乱れて、また憂うべき事態に転化した。私、そう判定しております。この春以来の過剰流動性等々に基づく物価騰貴というふうな事態がこの法案に指定するような時期であるとは私は考えたくありません。ともかくこういうふうな権利義務を拘束するといふようなものについては、非常に限定的に慎重に扱うということが必要であると思つております。

○有島委員 石油に限つて申しますと、石油の輸入について本年上半期の輸入量、それから下半期の見通しというところは数字が出ておるわけであり

ますけれども、本年度の石油の輸入の見通しは大体どのくらいになるのか。それからさらに五十年、五十二年というところはどのくらいになるのか。というところは、わが国の石油消費が長期的に見てどのくらいが適量なのかというところを検討する必要はないでしょうか。

○中曾根国務大臣 来年度の石油の輸入の見通しは、いま予算策定の基礎としていろいろ協議しているところでありまして、大体二億六千五百万トンから二億七千万トンぐらいの間であらう、これを一応の基礎としております。再来年以降はどうかであるかといふことは、これはOPECの中東戦争に対する態度がどう変化するかということに非常にかかつておるもので、いま予測することは困難であります。しかし、いづれにせよ、石油の数量というものはよつて産業構造というものが著しく変化するというところを今回われわれは経験したわけでございます。来年度から初めて石油の輸入数量というものを基礎にして予算編成を考えたわけで、この石油の輸入数量をチェックすることによつて産業構造の転換、省資源型への転換といふようなことを行なうという勉強もさせられたわけでありまして、したがつて、経済社会発展計画に見合う五十年、五十二年の経済の構想に沿つて石油の輸入数量というものを考え、そして適正成長をもたらすような石油の輸入数量を考えて、そして予算その他の規模も考えていくのが適当ではないか、そういうふうにお考えをしております。

○有島委員 来年度二億七千万トンというのは、ことしとほぼ変わらないわけでありまして、そして五十年、五十二年の見通しをもう一べん考え直す、検討し直すという必要はないのでしょうかといふことを伺いたいのです。それでOPECだとかあるいはアラブであるとか、そういう対外事情によつて、年々ときどきにこれらのわが国の経済状況にある程度制限されたりきめられてしまふといふことをいつまでも続けておつてはならないと思つておるわけでありまして、あるいは国

民がそれぞれにやはり経済成長の意欲を持っておるわけでありまして、これは入ってくるならたくさんとってもらいたいというところは言いきまっておる。けれども、そのときどきの制限あるいはそのときどきの値段の関係とかそういうことにかかわらず、いま言われましてけれども、省力、省資源の経済の目標というものはやはり設定しなければならぬ、設定し直さなければならぬという時期にいまあるのではないかと私は考えますけれども、そういう点はどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○中曾根国務大臣 その点は私も同感でございますが、経済社会発展五カ年計画がございますから、その線に沿って進むということになります。その計画が変更されれば、また変更されたところに従って進むということになります。しかし、通産省の政策といたしまして、産業構造審議会の答申がございまして、省資源あるいは知識集約型への転換を強く指摘されておりました。そういう意味におきましては、適正成長を維持しながら構造変換を実行していく一つのいい機会でもある、そのようにわれわれは受け取っております。

○有島委員 いま言われました経済社会発展計画そのものの変更といいますが、修正といいますが、そういうことをいま考えなければならぬ時期ではないかということを言っているわけですか。いま大臣のおっしゃったのは、変更されたら私たちも考えますよ、そういうことでございませう。私たちはもうそれは変更すべきじゃないかと思っておるわけです。

○中曾根国務大臣 企画庁の所管なんです。どうぞ内田長官にお聞きください。

○有島委員 私はあえて通産大臣に、そういうた御判断をどのように考えていらっしゃるか、これは虚心たんかきに御意見を承りたい。めったにこいうやって物価の委員会に出てくださることはないじゃないか。

○中曾根国務大臣 私は有島さんの思想に共鳴しておりますのであります。それで通産省もそういう考

えを持っておるわけでありまして。そこで、経済社会発展基本計画もたしか成長率というものは八%から一〇%ぐらいの間だったろうと思ひます。それが日本はめたらやたらな成長をいたしまして、伸び過ぎの傾向がございました。だから、おそれくいまある経済社会発展基本計画に従つていってもちょうどおっしゃるようなところへいけるのではないかと思つておるのです。たしか七%から一〇%の間の適正成長を考えておつたように思ひますし、日本の経済を考えても、今後の推移を見ていろいろ諸元を考えると、その程度がいいし、またその程度にいかざるを得ないという形になりはしないかと思つております。

○有島委員 毎年政府が物価の見通しもなさいます、あるいは成長の見通しもなさいます。それがたいがい予想を上回つていくわけですね。それで、どうして予想を上回つてしまふのか、そういう原因の追及ということなしに、数字の上ではそうだからちやうどその辺にいくだろうというわけにはいかないと思うのです。

○中曾根国務大臣 そこは先ほど来申し上げているように、われわれも大きな反省と教訓を得た、つまり石油が無制限に入るといふことから、何ほでも石油を入れて、そうして企業が成長しようとする力にこたえようとした結果が、石油に偏食した肥満児の日本経済ができたわけで、いまそれが罰を受けておるわけでありまして。そういう意味で、石油の輸入量というのによつてチェックしていく、それを今回われわれは実物教育を受けておるわけですか。ですから、来年度初めて二億六千五百万トンから二億七千万トンの間という石油の輸入数量を基礎にして予算編成を考え出した、今度の予算編成の一番基本的なところで関係が何回も会いましたのは、石油の輸入数量何というこをきめるためであつたのです。それで通産省がいろいろ数字をはきまして、二億六千五百万トンから七千万トンの間という数量をきめて、それで、

じや経済成長はどの程度になるか、予算の規模はどの程度にするか、それから、では社会保障と公

共事業の割り振りはどうするか、そういうことを大蔵省は作業に入つておるわけでありまして。そこで、これからの毎年の日本の経済の運営については、石油の輸入数量というものをまず計算して、それによつて経済成長の数量をきめる。そうすると、石油の輸入数量をそれ以上に伸ばさなければ経済成長は大体計画的にいくだろうと思ふのです。それを無制限に石油を入れてきたために、それが一%でなくて千分の一に減つたわけですから、そのときの毎年の情勢を見つて適正成長率を考えれば、一%とか一三%という大きな数字になることはしない。そういう考えに変わつてますということとを申し上げておるわけでありまして。

○有島委員 いまのをもう少し詰めたのですけれども、そのわが国が使う石油の来年度の適量二億七千万トンというものは、これはこちらが自主的にきめたというよりも、非常に外部的な事情によつていたし方なくそうなつたということでもつて、それを基準として一つの新しい予算の考え方、国の経済の規模、あり方ということをお考えといふことを勉強しているといふおっしゃいましたけれども、そういうことを踏まえて、将来にわたつて今度は外部の事情がどうであらうとも、わが国の経済の行き方としては、五十年、五十二年、五十二年とそういう先にわたつてどのくらいの石油使用量に制限していこうではないか。石油はわが国みずからが一つのきめ方をして、それをすることによつて他のまたエネルギー開発を促進するといふ決意をしていかなければならない。それを多少きつめにとつておけば、他のエネルギーの開発がおくれた場合にはまだこちらのゆとりがあるといふような、そういうようないわば国全体としての大ワクの計画経済というやうなことも、それをいま検討すべき時期に入つていふのじゃないだろうか、そう申し上げたいわけなんです、いかがですか。

○中曾根国務大臣 全く同感であります。

○有島委員 第三条の問題に移ります。

標準価格のことにつきまして、いままで灯油十八リットル三百八十円、それからプロパンガスが十キロでもって千三百円という二つの経験を持つていふのでございましてけれども、このプロパンガスの場合と灯油の値段のつけ方とは、性質が違うのか、大体同じやうな考えでやられたのか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。今行なわれましてプロパンガスの指導価格、上限価格の設定でございますが、それから灯油につきましては凍結価格、元売り凍結と小売りが、これはいずれもいわゆる指導価格でございます。ここにいわゆる標準価格、この法律にいう標準価格そのものではございせんが、従来の経達をお尋ねと思ひますのでお答えを申し上げます。

灯油につきましてもプロパンガスにつきましても、いずれも先行きの不安あるいは供給状況の逼迫というやうなことに對する不安から、はつておけば値段がかなり上昇する気配が濃厚である、これをストップさせようというのがこの指導価格設定のねらいでございまして、この点におきましては二つは同等でございまして。

○有島委員 灯油の場合もプロパンガスも指導価格といえるやうなものである、同じ性格のものであると考へてよろしいといふことでございまして、それでこの第三条以下に標準価格のことが出てくるわけですか。この指導価格は一種の標準価格とみなしてもよろしいのか、あるいはいま言われた指導価格といふものと標準価格とは全く異なるものであるのか、もし異なるならばその画然たる違いは一体どこにあるのか。これは値段のつけ方に限つて言うのです。どういう手続を経てやりますというやうなことはいまけつこうです。それは法律に書いてあるから要りませんけれども、値段の算出法についてどういふことになりま

すか。

○熊谷政府委員 私どものプロパンと灯油につきまして行ないました指導価格は、先ほど申しまし

たように上昇過程にあるものをとめようということ、たとえばは原価の計算であるとか等々というしさいな検討は行なわれておりませんで、政策的な判断のもとに行なつたものでございませう。今回の法律によります標準価格につきましては、あるいは過去の販売価格なりあるいはコストの事情その他諸要素を判断して決定されるものと存じます。趣旨においてはかなり似通つたものがあると存じますが、この性格上は、指導価格とそれからいわゆる標準価格と、法律に基づくと基づかないものと、その違いは基本的にはあると存じます。

○有島委員 法律に基づくと、基づかないということとは別に大体同じようなものである、そのように考へてよろしいのですか。

○熊谷政府委員 趣旨におきましてはかなり似たものであろうと存じます。ただ、私どもの今回行ないましたプロパンと灯油につきましては、上限価格ということで指導いたしております。この標準価格はそういう上限価格としての意味を持ちますかどうか、若干のゆとりがあるかもしれないと思ひますが、その点の違いはあろうかと思ひます。

○有島委員 そういたしますとこの指導価格のほうに、上限価格を凍結したわけでありませうから、この法にいわゆる標準価格よりも一そうきびしいものである——きびしいといひますか、それを越えてはならないはずのものである、そのように考へていらつしたわけですね。

○熊谷政府委員 あくまでもプロパンと灯油につきましては、これは指導でございますので、法律によります標準価格は、さらに事態の進展をまちまして、あるいは指定価格といったような形でよりきつゝ規制ということもあり得るかと思ひますが、そういう意味では、指導価格でございます現在やつております措置とこの標準価格というものがより単純に比較はできないものだらうというふうに思ひます。

○有島委員 単純に比較はできないとおっしゃる

けれども、どの点は似たようなもので、どの点が違ふのかということ、いろいろなことが、これはもう国民生活と非常に密着した話になりますので、一般消費者も納得できるようにしてもらいたいわけですね。さつき、上限であるからその運用は一そうきびしいはずですねといひましたけれども、今度は計算からいへば甘いということにもなるかと思ひますね、上限ということになりますとね。少し上のほうに定めるわけですからね。

それで、経済企画庁長官が昨日連合審査でもつて、標準価格の決定方法について発表なさいました。で、これによりますと、標準価格の決定の根拠になるものは、一つには過去の販売価格である、それから二番目が原材料の価格である、それからその他のコスト事情、それから生産量、それから将来の見通し、六番目に消費者物価指数におけるレート、それから他の物資の価格に与える影響、こういった七つの点があげられていたと思うので、それで、この灯油、プロパンガスの価格を算定なさつたときも大体こうした諸要素を勘案なさつたと思ひますけれども、その点はどうですか。

○熊谷政府委員 お答え申し上げます。

灯油とプロパンにつきましては、これらの諸要素を、いま先生がおつしやいました諸要素につきまして一応の検討はもとよりいたしておりますが、先ほど申しましたように、ほととけば相当な上昇が見込まれるという事象でございますので、まずそれをストップするということが主眼で行なつたものでございまして、いまおつしやいましたいろいろな問題点につきましては、具体的な検証といたつたことにつきましては、特にまあコストの事情につきましてしさいな価格分析を行なう余裕は必ずしもなかった、むしろ政策的な判断のほうに主眼であつたというふうに考へております。

○有島委員 九月末の灯油のこの指導価格を定められたときの原材料の価格というのは幾らになりますか。

○熊谷政府委員 九月のときは、いわゆる元売りの仕切り価格を凍結したわけでございます。で、

この際の原材料、と申しますよりは原油の価格がどうかということになるわけでございますが、当時、原油価格は九月の時点におきましては、トン当たりでC I F 約一万円という状態だつたと思ひます。

○有島委員 かりに九月末でもつて灯油を、この法律に従つた標準価格をつけるとすれば一体幾らになつたであらうかということはお算出できますか。

○熊谷政府委員 いろいろ前提を置きましての計算にならざるを得ないかと思ひますが、九月末の時点で、それをベースにいたしまして灯油の小売り価格を計算するということとを標準価格として作業はできないこととございませう。しかし、その価格につきましては、先ほど大臣が申し上げましたように、これをもし標準価格とするという問題につきましては、各省全体のやはり打ち合わせ等もございまして、その段階で定めるところとしましては、過去の、現在の三百八十円をきめまして、あるいは九月の元売り仕切り価格を凍結いたしましたこの経緯につきましては、先ほど来から申し上げておる通りでございますが、これを標準価格として扱つかうという問題につきましては、先ほど大臣が申し上げましたように、経済企画庁とも打ち合わせをいたしまして、所要の計算をその段階でするということにならうと存じます。

○有島委員 この前の委員会でもつて私が伺つたのは、もしこの法律が施行されれば即時にこれが適用されるようになるであらうということとを想定して経済企画庁も関係各省も作業をいま進めていらつしやるはずである。ということになれば、さしずめ、いまの灯油、プロパンというふうなものは、これはもう当然その試算がいろいろに行なわれてゐるのではないかということとを申し上げたわけですね。それでいまの時点で、法がまだ通つていないのにそのことを現在で計算すれば幾らになりますかというところは言えないかもしれなけれども、九月末でもつて、これをその時点で算定した

らば、一体どういふ基礎数によつてどのような価格が計算されるのか、そのことを明らかにしてもらいたい、そう申し上げたわけなんです。いま申し上げたこと、実は明らかにすることができませんか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

いま先生がおつしやいましたのは、いわゆる、先ほど来議論が出ておりますように、過去の妥当の時期と考へられる販売価格をベースとしていろいろ計算をしたらどうかと、こういう計算ができるかと、こういうお話でございませうか。(有島委員「可能かどうか」と呼ぶ) 計算自体はいろいろな試算があり得ると思ひますが、たとえばプロパンでも、小売り店になりますと四万四千軒ございまして、小売りがございまして、それをベースにして標準価格とするかということにつきましては、私どもは、この標準価格設定というふうな段階で将来参りおした際に備へまして、いろいろ勉強はいたしておるわけではございませうけれども、いま直ちにその価格が三百八十円以外にはあり得ない、あるいは上下幾らというふうなことに付いて、結論らしいことを申し上げるのには控えさしてもらいたいというふうに存じます。

○有島委員 いまの問題はもう少しあと回しにします。もう一ぺんいまのはやつてもうすけれども。

プロパンの千三百円、これが凍結値といひますか、その指導価格というものが出た。これは守られておりますか。

○熊谷政府委員 お答えいたします。

この十キログラム当たり千三百円という今回の指導価格でございますが、私どもとしましては、関係の団体を通じて十分周知の努力の約束も得ておりますし、今日ただいま末端におきましてなお若干の困難は見られると存じますが、早急のうちに周知徹底がはかられ、履行されるものと信じておるわけでございます。

○有島委員 御承知と思ひけれども、東京の通産

局に苦情が相次いでいる。東村山市の婦人団体から、十キロ二千円で売られておると、そういう訴えがあったのははじめ、十キロ三千円だと、そういうのもあった。それから足立の消費者からは十キロ五百円取られたと。神奈川県海老名市役所からは、消費者が販売店に助成金一万円を出せと請求されておると、それから埼玉県の地域婦人会連合会にも、二十キロで二千七百円取られたと、こういうことについての苦情が通産省にはすでに届いております。

○熊谷政府委員 連絡は十分参っております。

○有島委員 どのように指導なさいますか。

○熊谷政府委員 私どもは、今回の家庭用プロパンの上限指導価格設定にあたりまして、その実行を確実にしむるために、各通産局を通じて、末端段階におきまして履行状況を十分監視するようにということで連絡をすべくしております。通産局がこれらの問題につきましても、灯油同様でございますが、苦情の処理ということで、そういった苦情につきましてはこれらの販売店につきましても厳重に注意をするということで今後の履行を確実にものにしてまいりたいと存じております。

○有島委員 この点について通産大臣に承っております。この点について、これは守られるはずであるという根拠はありますかという現実が、現実にはもう初日から守られないという現実があるわけでありまして、守られない理由は一体どの辺にあるとお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 おそらく業者の不誠実ということがあるのではないかと思います。プロパンの場合は、灯油の場合よりも時間をかけて、中央団体並びに地方のほうにも周知徹底するようにやっております。そして千三百円というふうに踏み切ったので、時間的には灯油のほうはなかったものであります。それから、灯油の場合には約十三万軒というものがあつた、灯油の場合には約四万軒ですから、数も少ない。それからプロパンのほうはわりあい業態としてはしっかりとっております、あれは

みな持つていってやるのですから、自動車を持つておりますね。炭屋さんやお米屋さんが副業で灯油を売っているのと違う性格でありますから、だから業態としてはしっかりとっているものであります。灯油よりも徹底していいはずだと私ら思っております。ですから、そういうものを守つていないというものがあれば、これは誠実でないのではないかと、そういうふうに思います。

○有島委員 この法律が施行されれば、やはり同じ千三百円の値段でこれが徹底できる、そういうふうにお考えになりますか。

○中曾根国務大臣 いまきめました指導価格を来年三月まで続けさせよう、そういうことで行政指導を徹底してやっておりますのであります。すぐ標準価格に移るといふことを必ずしも約束しているのではありません。できるだけ、法律ができたことによつて、それを背景にしていまきめていく行政指導による価格を順守させよう、そういう意味で伝家の宝刀を握つたという点で強みがあると思つております。今度はいろいろ調査や何かの権能もございまして、そういう点で力を持って行政指導をさらに有効たらしめようという考えでやっておりますのであります。私は法律ができればなおそういう意味では威力を持つてくるだろう、行政指導に力が出てくる、そういうふうに思います。

○有島委員 守られないのは不誠実だということございまして、それから、今度この法律が通れば、たとえ指定品目になくても、一つの力の背景を持つて、これを徹底させることができるはずだ、そういうふうにおっしゃつたわけですね。もしこの法律が通つたにもかかわらず、あるいは指定されたにもかかわらず、これがなおかつ守られないということが起こつたときは一体これはだれの責任になるのですか。やはり国民の不誠実だということでおっしゃいますか。

○中曾根国務大臣 それは監督官庁たる通産大臣と、それから業者団体並びに業者であります。○有島委員 その責任は大臣以下業者にあるといまいさぎよくおっしゃつたわけでありまして、あれは

も、被害を受けるのは、だれが責任をとつてくれようとも消費者のほうでありまして、消費者のほうはその責任を追及してそれじゃ大臣が払つてくださるかといへば、そういうことはないわけでありまして、これは規定はされてないし、とられたほうはとらなければならない状況が起こつてくる。これはやはり責任はあるといふけれども、その責任をどのようにとつてくださるのかというところがはっきりしなければ、業者なんかに対する罰則はあつても責任をどうとつてくださるのか、これが国民、一般消費者にとつてはみんな口をきけたらばそう言いたいという偽らざる声であらうと思つております。いまの課徴金を取るというふうなことがあつても、その課徴金はやはり国庫に入つてしまふのであつて、それで、高く買わされた者がそれはあとから安くしてもらつてというわけにはいかないといふことが起こつてきますね。

責任の所在は大臣以下業者にあるといふ仰せられましたけれども、じゃその責任をどのような形でとつてくださるのですか。

○中曾根国務大臣 そういふ不誠実な業者を一人もなくすという努力を一生懸命やるということでございます。

○有島委員 じゃ、通産大臣は商工委員会のほうに行かれるといふので、一番最初の話にまた最後に戻つていこうと思つていたのですけれども、それは省略いたしまして、先ほど、一番冒頭のときに通産大臣の御意見をいろいろ承りました。

経済企画庁長官、今後の日本経済の行き方全般に關して経済社会基本計画をこの際もう一べん考え直してみ、練り直してみ、そういうお考えをお持ちでしょうか、経済企画庁長官。

○内田国務大臣 これは有島さんよく御存じだと思つておりますが、ことしの二月つくりました経済社会基本計画といふのと、それから昭和四十四年につくりました新全線といふのがしばしば混同をされております。新全線といふのは、何しろ昭和四十四年につくりましたから、ものの考え方も経済成長主導型の時代の考えが多く取り入

れられておるものもあるようでございまして、けれども、経済社会基本計画のほうはことしの二月つくりましたものでございまして、私も経済企画庁長官に就任をいたしましたからその認識を新たにしたようなことでもございまして、けれども、この経済社会基本計画のほうは、これからの経済指導の原理原則といふものにつきまして、これまでの経済成長重点主義あるいは輸出重点主義といふものをすつかり改めて、社会福祉の充実とかあるいは国際協調の推進とかいふものを目標にいたしなから、経済の進め方につきましても、教育とか社会福祉とかそういうような点を多く取り入れ、またエネルギーや資源につきましてもいままでのエネルギー資源の無限にあるというふうな立場に必ずしも立ちませんで、省エネルギー、省資源経済構造といふものを推進すべきであること、また石油経済ばかりじゃなしに、原子力とかあるいは水素エネルギーとか、さらに将来は核融合のようない新しいエネルギーも考へていくべきだといふようなことまで実は示唆しておる計画でございまして、経済指導の方式としてはたいへん新しい、このごろ私どももまた多くの人も言つておられるような考え方になつた計画でございまして、したがって、経済成長の目標などもいゆる安定成長といわれる範囲、九割ぐらひに押えております。

日本のこれまでの経済成長の実質成長の平均も、過去十年間で一〇・六ないし統計のとり方によりましては一・一〜一・四くらいになつておるのでございまして、この経済社会基本計画のほうは、昭和五十二年までの平均の成長目標を九・四ぐらひのかなりモデル的な安定成長のところに置いてあるわけでございます。ただし、そういう新しい考え方を推進していきまふにつかまされての量的ないろいろな推算につきましては、最近におけるエネルギーの著しい不足でありますとか、あるいは物価の非常に高騰でありますとか、あるいは国際収支のここの三年と違つた状況等がございまして、そういう面を考慮して、経済社会基本計画における量的の推算については、この事態に沿

うようにフォロアップということばを使っております。一方のほうの新全総のほうは総点検ということばを使っておりますが、これは総点検のほうではない、基本計画のほうではフォロアップでそのときそのときの事態の推移に応じて量的の積み上げというようなものを考え直していく、こういうことをやっております。したがって、たいへん長くなりまして恐縮ございましたが、経済社会基本計画そのものの指導原理というものは、これは当分——当分といいますが、現状におきましては変える必要がない、こういう性質のものでありますことをあらためて私も認識しましたが、申し上げます。申し上げさせていただく次第でございます。

○有馬委員長 先ほどの問答の中で言っておりましたのは、石油の総量、日本が一年間に使う石油の総量というものをむしろ自主的に考えてきめる、そういうところから次の経済計画を考えていかなければならないのではないかと、いうことを言ったのですけれども、いまここでもってそれでは経済社会基本計画が大体年間どのくらいの石油を想定しておるのか。

○内田國務大臣　先ほど来申し上げますように、經濟社会基本計画というものは數量的な目標を述べた計画ではございません。たとえよくいわれますように、いろいろな日本の各地のコンビナートのようなものをつずつあげてそれをどうするとかというようなこと、あるいは交通とか通信とかいうようなものの大きさについて計量的に表示をしているものではありませんから、石油につきましても何億キロリットル使うというようなことは、必ずしもこれを目標にいたしておりません。しかし文章の中でいろいろなところを探ってみますと、經濟社会基本計画というものも昭和五十二年ぐらいにはいまよりかなり大きい石油エネルギーというものを使うような想定があるようでございます。しかし、今日に至ってみると、私は、そういう点につきましては、有島さんがおっしゃるように、フォローアップの過程におきましてさらに考へ直すべきではないかと思う点が各所にあること

とを申し上げざるを得ないと思います。石油エネルギーばかりにたよらず、水力とかあるいは石炭とか、あるいは先ほど申しました新しい無公害エネルギーというようなもののへのアプローチをより積極的に行なうということとさらに強調をすべきであるということだけを申し上げさせていただきます。

○有島委員　それでは時間があまりありませんので、先ほどの標準価格の問題でもって、ひとつ通産省のほうには宿題を出しておきます。

それで、いずれは先ほどの灯油、プロパンについても計算をなさるべきだと思ふのですね。なさるときが来ると思ふのですね。その際に、同じ計算方式でもって、九月末現在の灯油、それから十一月末現在のプロパン、家庭用の灯油でいいですから、そういった数字です、その算定根拠、それを発表していただきたい。それはできますね。そういうことが国民に対して——こういうことなんだ、いままで、三百八十円でこれが出されたけれども、全然守られなかった、四百五十円程度になった、こういった経験をわれわれは持っている

わけなんです。プロパンについても一つの経験を持つてゐるわけなんです。それで、それは大臣のほうからいえば不誠実といわれたかもしれない、あるいは逆な立場からいえば不信心というふうなものも流れてゐると思うのです、国民側からすれば、消費者側からすれば、きょうの新聞報道によつても、ここにはある婦人団体の方が予想したとおり政府の約束は守られていない、予想したとおりと、こういつてゐるわけです。そういうことから考へて、やはりいままでの経験もしつかり分析で、できるように、それからこれからの標準価格も算定基礎がはつきり比較して明示できるように、そうしてもらいたい。そのほかいまの九月末の灯油の、今度なされる標準価格の算定のしかたそのままで、もつて当てはめたらば、九月末で灯油は幾らになるか、それを発表していただきたい。それはできますね。いま約束しておいてもらえばいいのです。

○熊谷政府委員　九月末というのは、灯油につき

ましての元売り価格の凍結は九月末でいたしているわけですが、いわゆる小売り価格につきましては十一月の下旬にきめたものでございます。したがって、先生のおっしゃる趣旨につきましてはよく理解できますので検討をいたしたいと思いますが、時点の点につきましてはまた御相談させていただきたいと思います。

それからブロンパンにつきましては、今回の指導価格は十一月一日を一応ベースとしたしておりまして、それより三〇%以上上がらないようにとい

う指導をやっておるわけでございます。と申しま
すのは、十一月一日におきますところの家庭用の
プロパンの価格というのはかなり幅があるわけで
ございますが、八百円から千二、三百円という幅
がございますし、また十二月に入りましての通告
状況というのが千二百円から千五、六百円、千八
百円というまちまちではございますが、かなり幅
のあるものであったわけでございまして、こう
いった価格の趨勢を踏まえて今回の上限価格を設
定したという意味でございます。

今回もしこれをプロパン、灯油につきまして標

準備格を決定するというような事態になった場合におきましては、同様の材料で同様の計算をというのは、私ども勉強はいたしてみたいとは思いますが、その凍結いたしました時点での政策判断がございしますので、直ちに全く同じものになりますかどうか、ちょっとお約束できかねる点がござい
ます。

○有島委員 いま同じ数字をうまくつじつまを合
わせて言っているのじゃないのです。そういつた
算定でもって、同じ算定法でやればどのようになる
のか、そのことは計算して示すことができるで
しょう、可能でしょう、それを発表してもらいた
い、そう言っているわけです。約束だけしておい
てもらいたい。

○熊谷政府委員 つまり同じ方法でということ
でございしますが、先ほど申し上げましたように、今
後の需給の状況その他いろいろの時点が違った場合
の判断もございしますので、同様の方法というの

はたしてできますかどうか、私は若干疑問に存じますけれども、先生の御趣旨ございますので、私もとしましては検討をいたしたいと存じます。

○有島委員　それでは企画庁長官、いま通産省のほうでは技術的にはほぼ私どもの要求に近いことが可能であるということでございますから、これはいずれのともやっていたきたい。お願いしておき

ます。
じゃあ終わります。
○平林委員長　速記をとめて。

○平林委員長 速記をつけて。
次回は、明十八日火曜日午前九時四十五分理
會、午前十時委員會を開會することとし、本日
は、これにて散會いたします。

午後十時四十六分散会